

○小林正夫君

次に、最低賃金法改正案について伺います。

まず、今般の改正法案に対する修正の理由及び意義について修正案提案者にお伺いいたします。

○衆議院議員（細川律夫君） お答えいたします。

衆議院におけます審議では、政府は政府原案の第九条第三項の趣旨につきましてこのように答弁をいたしております。

生活保護との関係は、地方最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき三つの決定基準のうち生計費に係るものであるから、最低賃金法の書きぶりとしては、生活保護との整合性に配慮すると規定しているところであります。これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮する趣旨であるというふうに答弁をいたしているところでございます。

すなわち、政府が提出をいたしました原案は、地域別最低賃金の三つの決定基準のうち労働者の生計費につきまして、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、こういうこととしていたしましたが、この規定の趣旨が必ずしも明確ではないかと感じられます。

このため、最低賃金の決定の際に生計費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性について、最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるような水準になるよう配慮することを明確にするよう修正を行うこととしたものでございます。これにより、最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるような生活保護の水準を下回らない水準となるよう配慮する旨がより強く強化されたというふうに考えております。

○小林正夫君 引き続き伺います。

修正後の法案につきまして、今後の最低賃金審議会における議論に具体的にどう反映される

のか、修正案の提案者に質問いたします。

○衆議院議員（細川律夫君） 最低賃金の決定に当たっては、最低賃金の水準を決定する審議会におきまして、生活保護を始めとする労働者の生計費に関する様々な論点について十分検討を行い、最低賃金によって保障されるにふさわしい健康で文化的な最低限度の生活について議論されるべきものと考えております。

具体的な地域別最低賃金の水準につきましては、労働者の生計費に加えて、地域における労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力も決定基準として地方最低賃金審議会において地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものでありまして、生活保護との整合性を具体的にどのように考慮するかについても中央及び地方の最低賃金審議会において審議を経て決定されるべきものと考えております。

生活保護と最低賃金の比較に当たって、例えば、地域別最低賃金は都道府県単位で決定されますけれども、生活保護は市町村を六段階の級地に区分していることなど、あるいはまた生活保護は年齢や世帯構成によって基準額が異なること、あるいはまた生活保護では必要に応じた各種加算や、また住宅扶助、医療扶助等があること、こういうようないろいろな論点を考慮するかどうかということが問題となるところでございます。

生活保護との整合性を考慮するに際しては、以上のような論点も含めて、最低賃金の具体的な水準を決定する審議会におきまして様々な角度から十分に検討を行い、最低賃金によって保障されるにふさわしい最低限度の生活について議論されるべきだと考えております。

○小林正夫君 修正後の法案につきまして最低賃金の決定の際の考慮要素となる労働者の生計費と生活保護との関係はどうなのか、お伺いいたします。

○衆議院議員（細川律夫君） 最低賃金制度につきましては、労働者の最低限度の生活を保

障する、そういう観点、あるいはモラルハザードの観点、そういうところから生活保護との整合性の問題がいろいろ指摘されてきたところでございます。

このため、最低賃金の決定の際に生計費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性について最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるような水準になるよう配慮することを明確にするよう修正を行うこととしたものでございます。

最低賃金の考慮要素の一つであります労働者の生計費とは、労働者の生活のために必要な費用、これをいうものでございまして、国が困難するすべての国民に対してその困窮の程度に応じて必要な保護を行うという生活保護とはおのずから異なるものでございまして、地域別最低賃金の具体的な水準を決定する地方最低賃金審議会においては生活保護基準のほかに様々な資料を用いて審議を行っていくものと考えております。

○小林正夫君 以上で、二法案の条文及び修正箇所の質問を終わります。

次に、法案に関連して、労働問題にかかわる質問に移ります。

まず、舛添大臣にお聞きをいたします。今回は、労働基準法はまだ衆議院で審議中と、こういう状況になっておりますけれども、今労働三法が審議されるとい背景をどう考えているのか、このことについて大臣の御所見をお聞きしたいと思います。

私は、日本はみんなの努力によって国際競争力に勝てるような国になつたけれども、要は、国際競争力に勝てるような国になつただけで、さらに景気回復されているというふうには言われていませんけれども、振り返ってみると、労働環境や労働条件が置き去りにされてきたということではないかと私は思います。この状況は、戦後の歴史の中で、高度成長を成し遂げたが、振り返ってみたら公害問題や環境問題が置き去りになつていったという私たちが学習した過去の

状況に似ているなど私は感じるんです。

現に、非正規労働者が労働者の三分の一を占めるという状況、これは総務省労働力調査の詳細結果では、二〇〇七年四月から六月期には前年同期比八十四万人増の一千七百三十一万人、正規雇用者は二十九万人増の三千四百八十三万人となっており、非正規の増加は正規労働者の約三倍、労働者全体の三三％が占める。二〇〇二年の同時期と比べると、五年間で三百三十八万人が増加している、こういう現状があります。

さらに、長時間労働が顕在化している。これは大臣も十一月二日の衆議院厚生労働委員会民主党の園田議員の質問に、長時間労働をなくしていきたい思いは同じだと、このように答弁をされてもおります。

三つ目には、給与所得が減少している。これは実態調査では、民間給与は九年連続で下がっており、二〇〇六年の年間平均給与は実に一万九千円ダウンしている。さらに、低所得層が増大をしている。二〇〇六年の国税庁民間給与統計調査では、年収二百万円以下の層は全体の二二・八％、年収三百万円以下では三八・六％となっている。低所得層の増加は、二〇〇一年に出された骨太方針に示された労働分野の規制緩和と政策と一致していると思えます。労働分野の規制緩和はこうした低所得層を増やしただけではないかと、私はそのように危惧をしております。

さらに、生活保護世帯が増加をしている。厚生労働省平成十八年度社会福祉行政業務報告では、二〇〇六年度は百七万五千八百二十世帯、前年より三・三％増加しております。二〇〇五年度には百万世帯を超えた後も増加し続けております。これは、報道によると十四年連続で増加していると、こういうことになっている報道がございします。

私は、今言ったような状況を生み出し、景気はイザナギ景気を超える戦後最長を記録していると言われておりますけれども、国民生活は

ますます厳しさが増すだけで、不安定な雇用は不安定な社会をつくり、人生計画が描けない人が多くなっている。また、自殺者も警察庁のまとめでは九年連続三万人を超えている状態で、昨年は勤務問題での理由が千九百十九人と、統計を取り始めた一九七八年以降最も多くなっております。

少子高齢化社会に入り、黙っていても労働人口は減少し、国の財政も厳しい時代が続いていくと思えますけれども、それだけでも国力の低下が心配されますけれども、先ほど私が話したように、今日の状況を考えると日本は大丈夫なのかと、このことがより心配になる、私はそういう思いでございませう。

国民が安全で安心して働ける環境の下で額に汗して働き、生産性を上げて収入を得て生活をしていく、私はこのことが国力をつくり出す源と考えております。我が国が成り立つていく基本的な、基礎的な条件をしっかりと立て直すため、そして我が国で大きな問題になっている格差の是正、つまり日本の社会のベース問題の解決を図るために最低賃金法と労働基準法の見直しあるいは労働契約法の制定という労働三法の審議が今回求められていると、私はそのように考えておりますけれども、舛添厚生労働大臣はいかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○国務大臣（舛添要一君） 現状の日本の認識それから問題意識というのは、私も実は共通したものを持っております。

過去十五年間、バブルの崩壊をして不況、その中からどうすれば立ち上がるか。そのときにやっぱり企業サイドから、経営サイドからの話が一番最初に来たんだろうと思えます。つまり、設備投資であれ雇用であれ債務であれ、いわゆる三つの過剰と、こういうものをまず整理をする。そのときに非常にアングロサクソン型の経営再建という形で取り組んできました。ですから、まず企業業績を上げる。その企業業績から見ると、委員御指摘のような、確かにイザナギを超える

景気ということになる。しかし、働いている人たちに給料の形で跳ね返ったのは随分遅れてきている、こういう問題があると思えますし、やはり労働環境の改善がなければ日本の活力は取り戻せない、そういうことを背景に今回のこの労働三法についての議論があるというふうにも認識しております。

そこで今、この産業構造の変化、経済の構造変化、こういう価値観が多様な中で、今私が申し上げました、やはり経営者も企業側も、そして労働者側もニーズが非常に多様化している。しかし、その中でどうしたら安心して働いていけるのか、どうすればセーフティネットが確立するのか。私は実は、これまで戦後、日本経済が良くなったのは企業がセーフティネットを提供していた、しかしそれができなくなったときに、十分できなくなったときにやはり政府がやらないといけない、そういう観点も一つあるかどうかというふうに思います。

そこで、具体的に政府が取り組んでいることを申し上げますと、さきの通常国会で成立しました雇用対策法改正法案に基づいて若者の雇用機会を確保すると、これがまず第一でございます。それから第二に、パートタイム労働法改正法に基づきまして均衡待遇の確保、そしてそれから、できるだけ正規雇用に移っていただく、こういう施策を取っております。

これに加えて、今申し上げましたように、この労働三法。もうルールの明確化がなければやはり働いている人たちは不安である、そういう意味での労働契約法。それから、今私申し上げましたように、親方日の丸主義でやれた時代は終わったと、セーフティネットはやっぱり最賃法できつちりやらないといけない、これが第二番目でございます。それから、今御審議いただいている、衆議院で御審議いただいている労働基準法の改正法案、これには法定割増し賃金率の引上げというようなことも入っておりますので、これは是非成立させていただきたいというふうに思っております、いずれにいたしましても、

この労働三法の審議、これは今申し上げましたように、安心してみんなが働くことができる明るい日本をつくる、希望と安心、これが福田内閣のスローガンでございますから、これを確立するためにも是非必要なことだと、そういうふうにも考えております。

○小林正夫君 今大臣の答弁を聞いておりまして共通する点は、やはり日本の働く人たちがきちんとした労働条件の下また自分の人生設計が描けるような、こういう環境をつくっていく、そのことがなければ日本の国力が本当に、何だろ、しっかりとできていかないと。

したがって、この三法を含めて労働問題の、いわゆる世界の各国からあるいは先進国から見ると立ち遅れている労働環境というのは一杯あるんですね、そういう意味でそういうものを引き続き精力的に検討していい日本にしていくと、こういう考え方でよろしいでしょうか。確認いたします。

○国務大臣（舛添要一君） 委員御指摘のとおりでございます。

○吉川沙織君 民主党・新緑風会・日本の吉川沙織でございます。この七月の参議院選挙におきまして初めて当選をさせていただきました、また国会での質問は今日が、この厚生労働委員会での質問が初めてになります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私の方からは、主に最低賃金法の一部を改正する法律案、またこれの関連の御質問をさせていただきます。

まず最初に、具体的事項の御質問をさせていただきます。

最低賃金については、二〇〇六年においては加重平均で六百七十三円、二〇〇七年改定後十四円引き上げられて六百八十七円という、そういう状況になっております。ただ、二〇〇六年の六百七十三円と同年の厚生労働省の賃金構造基本統計調査における一般労働者の一時間当たりの平均賃金を比較した場合、最低賃金は一般労働者の三七・二%の水準にしかありません。また、これは年次をさかのぼって計算をした場合でも三五から三七%で大体推移しております。これは、月例賃金の時間額と比較をしても三分の一強の、これぐらいの水準にしかありません。

一般労働者の場合は、ボーナスや賞与支給されますが、時間給で働くパートタイマーの方は一部を除いて一時金等は支給されない状況にあります。よって、一時金の支給状況を勘案すると、パートタイマーの方は更に低い水準となってしまう、こういう現状が存在をいたします。最低賃金をこれまで比較的低い水準で放置をしてきたことがこのような社会のゆがみを生んでいるのではないのでしょうか。

今回の最賃法の改正によって生活保護との整合性に配慮することになるのであれば今申し上げたような状況は改善されるのか、この御認識を大臣の方にお伺いをさせていただきます。

○国務大臣(舛添要一君) 最低賃金の決め方というのは、公労使三者がそれぞれ地域でその地方の最低賃金審議会というのを踏まえて、で

すから地域別にその地域の事情を踏まえて決定するというところでありますけれども、今御指摘なさったように、やっぱりこれ労働者の最低限の生活を保障するという機能があるわけですから、今おっしゃいましたように、生活保護に係る施策との整合性に配慮するというこのことを今明確にしたことは正に最後のセーフティネットであるという認識がそこにあるんだろうというふうに思います。

今回この法律を是非成立させていただきまして、その下で今の状況を踏まえて適切な規模での引上げを何とか実現したいというふうに思っております。

それから、今成長力底上げ戦略推進円卓会議というものを設けておりまして、その中で、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げということで、これを政労使の間できちんと合意形成を図りたいと、そういう合意形成を含んで、成長して生産性上がれば必ず最低賃金引上げするんだと、これをきちんと決めたいと、そういう方針で最低賃金の問題については取り組んでまいりたいと思っております。

○吉川沙織君 今の大臣の御答弁の方で、政労使でこれから検討していくとございました。

働いても働いても普通に生活ができないような今の生活保護、保護というか最低賃金の状況、これを、安心して働くことができるセーフティネットの整備として最低賃金の抜本的引上げは検討するに値するということで大臣の御認識はよろしいのでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) 私が一人で決めるというわけじゃなくて、今言ったようにそれぞれの地域、今回、生活保護との整合性に配慮することというのは、みんなでこの条項をきちんと入れたことは、私は、やっぱり最低賃金は生活保護を下回っちゃいけないと、これは当たり前のことじゃないかと思えます。その当然の国民の認識を前提にして、様々な施策を実行してまいりたいと思えます。

○吉川沙織君 ありがとうございます。では、この生活保護に係る施策との整合性、整合に配慮するということは、つまりは生活保護を下回ることはいけないという解釈でよろしいのでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) 今申し上げましたように、基本的にそうでなければ、何のために最低賃金があるか分かりませんが、ですから、委員の御指摘のとおりでございます。

○吉川沙織君 ありがとうございます。では、実際に現行の地域別最賃の水準は、生活保護と比較した場合、生活保護を下回る場所があるのかないのか。

最近の報道で、二〇〇七年の改定後十四円アップしたけれども、生活保護との逆転現象が解消されない地域が九都道府県もあり、またこれ県庁所在地などに限ると更に増えるという報道もあります。この現状を政府として放置しておいてよいと考えるのか否か、お考えをお聞かせください。

○国務大臣(舛添要一君) 今、委員が御指摘くださいましたように、下回っているところですね、秋田、宮城、北海道、広島、兵庫、京都、千葉、埼玉、大阪、神奈川、東京と、これで間違いないですね。これだけ上がっているわけでありませぬ。これは、やっぱりできるだけ改善していかないとはいけないというふうに基本的に思っています。

地域別の最低賃金の決め方というのは三つ要素があって、一つは労働者の生計費、それから労働者の賃金が二番目、三番目が通常の事業の賃金支払能力、この三つで決定するというところであります、今の三つの決定基準で各地域の審議会で決めていただいているわけです。

これも必要があれば政府委員の方に細かいそのルールを御説明させますけれども、生活保護に係る施策との整合性は、じゃあどういふふうになつていくかという、最低賃金と生活保護の水準との比較におきまして、手取り額で見た最低賃金額と、衣食住という意味での生活保護

のうち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助を加えたもの、ちょっと長くなって恐縮ですが、要するにその住宅扶助を加えたもの、いわゆる生活保護ですね、それに住宅扶助を加えたものを比較するという考え方で来ているんで、それで公平な形で一応数字を出しているというところで、今御指摘のようにまだまだアンバランスなところがある。これは、やっぱり私は一つ一つ改善していく必要があると思います。地域によっていろんな事情が違うと思うんですね。

それで、いろんな指標を比べてみても、収入の基準、生活費の基準、最低賃金の基準、全部、例えば東京を一〇〇としたときに青森が幾らですか、北海道幾らですか、その指標がまあばらばらなんで、それが正に地域格差だと思います。しかし、今委員御指摘し、私が具体的な県名を挙げたようなことがないようにするというのが、これが基本的な政府の方向であります。

○吉川沙織君 ありがとうございます。

これに関連して、先週の一部報道でこんな報道がありました。国の統計調査によると、最低賃金を更に下回る賃金しか受け取っていない人がパート、アルバイトの方を中心に全国で四十三万人に上っている、こういう報道がございました。この実態、厚生労働省として、大臣、把握されていますでしょうか。

○政府参考人(青木豊君) ちょっと具体的な数字を今持ち合わせておりませんが、最低賃金によって、最低賃金未満での賃金になっているという人を未満率ということで我々把握をしておりますけれども、これは、これは罰則をもって強制をするものでありますので、一程度というふうに考えております。

具体的な数字、それが何万人になるかということについては、ちょっと今手元に数字がございません。

○吉川沙織君 こういう報道があつて、実態を把握しているか否かということをお伺いさせていただきますので、御答弁をお願いいたします。

○政府参考人（青木豊君） 今申し上げましたように、最低賃金の目安というものを中央で年一度定めております。その際には、実態調査をいたしまして、先ほど私が申し上げたような数字を把握しているところでございます。また、具体的な個々の事業場における個々の労働者に対する賃金支払につきましては、それぞれ監督署において必要に応じて立入調査をしながら調査をいたしているというところでございます。（発言する者あり）

○吉川沙織君 もう一度になりますけれども、把握されていますでしょうか。こういう実態があるかどうか。

○委員長（岩本司君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（岩本司君） 速記を起こしてください。

○政府参考人（青木豊君） 調査は一応ございまして、後ほど申し上げたいというふうに思っています。

○吉川沙織君 では、時間の関係もございまして、また違う観点から最低賃金と生活保護との整合性についてお伺いをさせていただきます。

この最賃の適用を受ける可能性があるのは勤続年数が一年に満たない人が多くございます。これに該当する人は六か月、八割以上出勤しないと有給休暇が付与されず休むこともままなりません。最低賃金を仮に生活保護と同水準にすると、最初の六か月に一日でも休んでしまえば生活保護以下の収入になってしまいます。

この今回の修正案では、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとするということとなっておりますが、先ほど御答弁いただきましたが、生活保護の水準を一定程度上回る必要があるのではないかと、そしてまた、生活保護基準が見直され仮に引下げとなった場合、これが生活保護に係る施策との整合性として双方ともに引き下げられてしまうような事態があら

てはならないと考えておりますが、大臣の御認

識をお教えいただきたいと思っております。

○国務大臣（舛添要一君） 最低賃金の決め方は、先ほど申し上げましたように、労働者の生計費がどれだけ掛かるか、賃金がどれだけ掛かる、それから会社という事業者が通常どれぐらい支払能力があるか、この平均で決めます。

そういう中で、今回の最低賃金の趣旨は、生活保護を下回らないようにしようということであり、それから、その経済の状況変わって生活保護が下回ったからといって、そのまま機械的に比例して下げればいいというものではない。先ほど申し上げましたような三つの要素をきちんと勘案して、地域の、この各地域ごとにある最低賃金を審議する審議会で公労使が入った上できちんと議論をして、どういう手だてを取るかということで、片一方下がったから片一方自動的に下げるというものではない。

○吉川沙織君 ありがとうございます。

では、仮に生活保護が下がった場合、最低賃金は一緒に引き下げることはないという認識でよろしいでしょうか。

○国務大臣（舛添要一君） 機械的に比例して下げるということではありません。そういうことも含めてきちんとした基準に基づき状況を、経済状況、雇用状況、そして生活全体の状況を考慮した上で、各地域の審議会において公労使が入って公平に議論をして決めると、そういうことではないかと。

○吉川沙織君 今まで御答弁の中で三つの要素のお話がたくさん出てまいりました。

その中で、労働者の生計費という言葉、何度も繰り返されましたけれども、この労働者というのは定義は特にあるのでしょうか。

○政府参考人（青木豊君） 労働者は、労働に従事して賃金を支払われる者ということだと思います。

○吉川沙織君 特に若い人で単身者をモデルとしていないことではないという解釈でよろしいでしょうか。

○政府参考人（青木豊君） 労働者の定義はそういうことだと思いますけれども、最低賃金制度におきましてどういう労働者をイメージするかと、どういうところをターゲットにして制度をつくり、その基準たる額を設定していくかということだと思います。

それについては、もちろん制度の設計でありまして、様々な労働者なりが考え得ると思えます。しかし、私どもとしては、最低賃金ということでございますので、日本の賃金体系から考えると、一般的には単身の若年者をイメージして制度設計するというのが適切なのではないかというふうに思っております。

○吉川沙織君 先ほど、小林委員の最後の方の質問の中にもありましたとおり、今非正規雇用の方がたくさん増えています。そういう方の中には生活費ギリギリで家族を支え、またいろんな人を支えて生活をされておられるケースも多々あるのではないかと思います。そういう場合、この労働者の定義が例えば単身の若い人であれば救われない、報われないということもあるのではないかと、思っております。

青木さん、お願いします。

○政府参考人（青木豊君） 確かに、そういう意味では、生活保護のように世帯でありますとか年齢でありますとかそういうものをきめ細かく設定してそういう制度をつくるということ、生活保護のような場合にはあり得ると思えますが、これは使用者が支払う賃金の最低水準を定めるということでありまして、その最低の支払うべき、これは罰則をもつて強制するわけですけれども、ものについては幾つもの種類が出るということは考えられませんが、どこか一つに決めるということだろうかというふうに思

います。

そういう意味で、先ほど申し上げましたように、日本の賃金の実態、賃金体系からいいますと、単身者の若年者を想定して設計するのが適切なのではないかと、思っております。

○吉川沙織君 今罰則規定のお話出ましたので、今回設けられることについてお伺いをさせていただきます。

今回の改正で、地域別最低賃金違反の罰金額、従業員一人当たり五十万円に引き上げられることになっております。しかしながら、違反した経営者の摘発につながっているのは一部であると思えます。今後は、違反した企業名の公表などを通じて罰則規定の強化が必要だと考えますが、御認識について副大臣にお伺いをさせていただきます。

○副大臣（岸宏一君） 今回、五十万円に引き上げられたということ、これが罰則の制裁的な効果が上がるものということで期待をしております。

この中で、最低賃金法違反の指摘を受けた企業名を公表したかどうかというふうな話もございましたが、これらにつきましては、一般的に言えば、当該企業の競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれがある、あるいは公表が前提となりますと、監督指導時において意図的に事実関係を隠すこと、調査に行った場合ですね、そういうこともおそれがあるということ、支障を来すということになりはしないかということで、この辺、企業名を公表しないことになっておりますが、しかし、なお労働基準監督官の指導にそういう案件があつて従わなかった場合など、非常に悪質だと思われるものについては司法処分を付することとしております。そのような場合には、必要に応じて書類送検や送検をした事実を公表しているというのが今の実態でございます。

例えば、外国人を大量に雇って最低賃金以下で使っていたとか、そういう場合などがこの送検の、しかも公表の対象と、こういうふうにご考えております。

○吉川沙織君 ありがとうございます。

先週の報道、さつき少し取り上げたものの続きなんですけれども、これ、経営者の摘発につながるというのは毎年二千人ほどにとまっています。なぜ

ならば、労働基準監督署が調べるのは事業場全体の三%にすぎないという現状がどうも関係しているようです。

すべての事業場に対する調査は困難であることはもちろん理解をいたしますが、経営者として最低限守るべきルールは守られるべきでありますし、違法行為は絶対に見逃されてはいけませんことだと思えます。徹底した指導を大臣始め副大臣、政府関係、お願いしたいと切に願うところでございます。

○谷博之君 民主党・新緑風会・日本の谷博之でございます。

限られた時間ですので、今日は最賃法の改正の大きな二つの課題をお聞きしたいと思っております。

実は私、民主党のハイタク政策議員懇談会というのがございまして、その事務局長を務めております。本来であれば、先ほど修正案の提出責任者であった細川律夫衆議院議員がこの会長をやっております、一緒に聞いていただきたかったかなと、こう思っておりますけれども、そういう立場から、最賃法の改正の、特にハイタクに従事する運転者の皆さんの賃金問題についてお伺いしたいと思っております。

限られた時間ですから、総括的なことをお聞きすることになると思いますが、御案内のとおり、二〇〇二年の二月に改正道路運送法というのが施行されました、その後、タクシートの増車が非常に顕著になってまいりました。そして一方では、この規制緩和によって、特にその台数の増車と、それから顧客をめぐるトラブルあるいは運賃の引下げ等々によって大変タクシ業界が混乱になってきた。一方では、はじめに働いている運転者の皆さん方、頑張っても生活保護まで、標準的な生活保護まで行かない、こういうふうな方々も相当数いる。また一方では、法定最低賃金にも満たないような、そういうふうな賃金しか得られない、こういうふうな実態が今出てきております。

皆様方にちよつとお配りしましたこの資料を見ていただきたいんですが、そういう中で、これは厚労省の資料でありますけれども、最低賃金法第五条違反状況というのが資料に出ております。ハイヤー、タクシの事業場で、右側の欄を見ていただきますと、平成十八年、全国の調査では、最賃法の第五条違反事業場数が一七・七%、二百四十七か所あります。これ栃木県の例もちよつと入れさせていただきますが二七・三%、そして全業種、一番下を見ていた

だきますと一・五%。ということは、このハイヤー、タクシの事業場のこの第五条違反状況というのは極めて突出しているというふうなこれを見ざるを得ないと思うんです。

大臣に、この状況をどのように認識されるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) 今委員が御指摘されましたように、これ全業種平均に比べると一六・二%も違反比率が高いと。まあ、栃木はサンプル数が少ないので一概に言えないと思えますけれども。だから、これはやっぱり極めて違反率が高い異常な状況だというふうな思っています。ですから、こういうことは法律違反ですから、きちんと是正していくべきだと考えています。

○谷博之君 この状況を生み出したその理由というのは、一つは今増車の問題と、それから一台当たりの水揚げ高、営業収入のダウンというふうなことを申し上げましたが、もう一つ実は大きな問題があるように思うんです。それは、タクシ運転者の皆さんの給与体系、賃金体系に問題があるというふうな言われております。

これらの方々の賃金はいわゆる歩合給なんです。それで、特にその歩合給の中でも、いわゆる水揚げ高によって歩合率に変化するという、こういう累進歩合とっております。つまり、水揚げ高が区切りをされていきまして、ランクによって歩合率が上がったり下がったりする。しかもそこに、一番頑張った人にはトップ賞というかトップ給というのを出すと、それからいわゆる奨励加給といって、特別に歩合率を高めるようなそういうふうな仕組みができていくわけなんです。

本来であれば、この業界では保障給といって、全体の収益の六割は固定しなければいけないというふうな、こういうふうな考え方、六割以上の固定的な給与を設けなければいけないというふうなこの労働基準局長の通達も出ているんですが、現実にはこれは守られておりません。

こういうふうな累進歩合といいますが、こういうふうな存在が今申し上げたようなことにつな

がっているのではないかなと、こういうふうな思うんですが、これが過去に労働基準局長名でもつてこれは禁止しないというふうな通達が出てはいるんですが、現実にはこれは守られておりません。こういう現状をどのように認識されておられるか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 確かに、タクシ運転者についての累進歩合給制度ですが、歩合給の中でも累進歩合給ということで、今委員が御指摘になりましたように、売上高によって歩合給が非連続的にぐんと上がっていくということのために労働者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあるということから、本来、賃金制度についてはこれは労使が自主的に決定すべきものでありますけれども、そういうようなことでありますので基準局長通達を平成元年に出しまして、望ましくないということで廃止するよう指導を行っております。

それで、最近、平成十八年の数字で見ますと、事業場に対して監督指導を九百三十二件実施しましたが、改善指導に至るもの、累進歩合制度については百十八件、一二・七%というふうになっております。毎年大体このぐらいの数字が出ています。

私どもとしては、今申し上げたようなことでございますので、引き続き指導をしまいたいというふうな思っております。

○谷博之君 この最賃法の違反するような現状というのは、これは幾ら指摘してもなかなか改まらないというか、そういう厳しい状況にあるわけですが、やっぱりその背景には、今冒頭申し上げたようにタクシ業界の構造的な問題は問題があるというふうには思うんです。

先ほども申し上げたような増車の問題や、あるいは歩合制の問題や、そういういろいろな絡みの中で、依然として全体の収入、パイが増えない中で、なおかつ車の数が増えて一台当たりの水揚げが減ってきて、そこに働く運転者の皆さんの給与が減ってくるという、こういうある意味では悪循環の中に今のハイヤー・タクシ業界

というのはあるというふうな思うんです。ですから、この構造的な問題か、こういう問題をどう解決していくのかということ、実は今日の朝日新聞の朝刊に出ております。タクシ参入の厳格化、特に六つの地域では新規のいわゆる禁止をするという、こういうタイトルの記事が出ております。

これはごらんになったかどうか分かりませんが、この中身を見ますと、簡単に言うると、余りにも過当な状態になったときにそこを一定程度見直しをしようと、こういうことになってくるわけですけれども、こういうふうな構造的な見直しも含めて、今後、この業界、そしてそこに働く運転手の皆さんの雇用も賃金も含めて、どのように解決していくか、まづ大臣とそれから厚労省からもお伺いしたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) その前に一つデータを申し上げますと、十八年の各業種の平均の年間賃金というのは三百二十八万円なんですけれども、失礼しました、タクシ運転手が三百二十八万円、年間ですね。これは実は百六十一万円、平均より少ないということ、そういうことの問題意識から谷委員がおっしゃっているんだと思います。

規制緩和というのが、今記事を御引用なさいましたように、どういう影響を与え、どういうプラスマイナスを含めて効果を持っているのかをきちんと検証しないといけないというふうな思っています。

基本的にはやっぱり労働関連法案を、この最低賃金法を含めてきちんと守っていくということが基本ですから、私たち国権の最高機関であるこの国会で決めた法律をきちんと守っていただく。そのために、国土交通省とも連携を取りながら、定期的な監査をしたり指導をしたりして、今おっしゃったような弊害が生じていることを、現状をきちんと認識した上で指導して改善していかないと、そういうふうな思っております。

○政府参考人（青木豊君） 今大臣から御答弁がありましたように、労働基準関係法令違反の問題というものはいずれにしても許されないこととありますので、私どもとしては、タクシードライバーに対して監督指導、立入調査をして、監督をし、調査をして指導するというようなことをやっておりませんが、そこでその法違反、これが確認された場合には厳正に対処してまいりました。

そのほか、平成十八年度からは、国土交通省と連携をするということで、労働基準監督署と国土交通省の出先であります地方運輸局との合同による監督監査を実施すると、あるいは最低賃金法違反の事案について相互通報制度をするということなどを行ってきておりまして、今後ともこういったことを着実に実施して指導も強めていきたいというふうに思っております。

○委員長（岩本司君） 国土交通副大臣、お願いします。

○副大臣（松島みどり君） 今、谷委員の御認識、タクシードライバーの運転手さんの労働条件の悪化の問題については正に認識を一致しているところでございます。

おっしゃいましたように規制緩和、平成十四年二月に規制緩和されました結果、プラスとマイナスと両方の面が表れていると。プラスの面では、もちろん新規参入によりまして競争が促進されて福祉タクシードライバーや観光タクシードライバーなども生まれましたし、利用者の待ち時間の短縮も実現しているところでございます。

しかしながら、一方、今御指摘ありましたように、輸送需要、需要が増えていないところで車が増えて大変な状況になって、運転者さんたちが厳しい労働環境に置かれている。これがひいては輸送の安全に支障が生じかねないという状況も発生するなどマイナスの面も多々生じているところでございます。

今御指摘ありました新聞記事でございますけれども、これは国土交通省ですね、今朝大臣が記者会見しておりますけれども、道路運送

法八条の規定に基づきまして、まず最初、仙台市でございますが、緊急調整地域に指定し、新規参入や増車を禁止する措置をとることができるとして運輸審議会に諮問をする、この手続を開始することといたしました。この一番激しい例が仙台でございますけれども、それ以外におきましても、緊急調整地域までいきませんが、特別監視地域などの指定制度を見直しまして、増車の際には事業者が労働条件などについて報告を求めるとして、安易な増車によってドライバーの労働条件の悪化が招かれないように、そういうことにならないようにする、地域を指定していくところでございます。

○谷博之君 これひとつ結論から申し上げたいと思うんですが、これ私の地元の新聞でも三日前に出ておりますけれども、東京地区とかあるいは京浜地区を始め、今タクシードライバーの運賃の値上げの動きが出ております。

この理由は、御案内のとおり、この運転者の皆さん方の賃金を少しでも運賃を上げることによって確保したいという、こういう思いも当然労働者の間であつての取組だと思っておりますけれども、残念ながら、運賃の値上げをしても、ガソリンの値上げ等によつてもそれがうまくいくかどうか分からないというようなことをこの新聞にもその経営者の一人がコメントを出しています。ということは、やっぱり今申し上げたように、このタクシードライバー運賃一つ取っても、総合的ないろんな絡みの中で今置かれていて、そこに運転者の皆さん方が従事しているということだと思っております。

ですから、これは是非、今日は国土交通副大臣にもお越しいただきましたけれども、どうも物価に関する閣僚会議なんかでも、この問題は国土交通省が所管をして頑張っていたかどうかということなものですから、是非これから、そういうふうないわゆる総合的とか構造的といえますかね、そういうふうなところの中におけるハイヤー、タクシードライバーの運賃の皆さん方の雇用労働条件、賃金問題はどうかあるべきか。こういう

ことをやっぱりしっかり見据えた議論をしていただけたらいいなと、このことを要望として、どうぞ御発言してください。

○副大臣（松島みどり君） 委員がおっしゃいましたように、今回の運賃改定、運賃改定は、全国の九十ブロック中五十二か所が既に認めている、三十七か所、三十七地区は既に認めているわけですが、この運賃改定は基本的に運転者の労働条件の改善を主な目的としてなされております。

ところが、実際にそれが運転者に対して行き渡らないおそれがあるということで、私ども国土交通省といたしましては、運賃改定を行う事業者が、会社が増収分を確実に運転者に還元し、労働条件の改善を図るようしっかりとフォローアップし、しっかりと監督していきたい、必要ならば指導を行つてまいりたいと思っております。

そしてまた、このことのために一つ一つの会社に対してそういう指導を行うということととも、交通政策審議会にこの問題についての議論の場を設けて、どのようにすればよいか、ただいま御指摘いただいたようなタクシードライバーの労働条件の問題やタクシードライバー事業者の経営姿勢の問題などを含めまして、タクシードライバー事業者をめぐって様々な課題については今回の閣僚会議でも指摘されたこととございますので、交通政策審議会の中に特別の議論の場を設けて話し合つてもらつて改善に努めたいと考えております。

○谷博之君 それではもう一つの、この最賃法の改正の二つ目の課題をちょっとお聞きしたいと思つておりますが、最賃法の改正と障害者のいわゆる賃金問題であります。

今度の改正で、第八条の見出しの中に、適用除外という言葉とありますが、そういう考えが、減額の特例ということに改正されました。この意図は、このねらいは一体何なんだろうとかいうことを私たちは考えているわけですが、別の言い方をすれば、この適用除外というのは、主にその対象者は障害者の方々が多くなると

思つておりますけれども、そういう人たちがいわゆるこの最賃法の適用している例えば就労継続支援A型とか、あるいは一般の企業で働いていて現実にその最賃を割っている状況で仕事をしているという人たちがおります。

こういう人たちに対する権利の保護の強化という意味からして、このいわゆる、今申し上げたように適用除外が減額の特例というふうなことになった、こういうことと絡みで、こういう意図があるかということをお聞きしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 今般の最低賃金法の改正につきましては、最低賃金の安全網としての機能を強化するという観点から、現在行政裁量により決定されている地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限の水準を保障するよう行政機関に決定を義務付けるということにしております。こうした観点からは、最低賃金の適用対象もなるべく広範囲なものとするということが望ましいというふうに考えております。減額措置も可能であるならば、適用除外とするよりも最低賃金を適用した方が労働者保護に資するということから適用除外に係る規定を廃止いたしまして、減額措置を講ずることができるといふ旨の規定を設けることとしたものでございます。

今回の改正によりまして減額措置の対象となる労働者に対しても最低賃金が適用されるということになりますので、これに違反した場合は直ちに罰則が適用されるということになるわけでございますし、当該労働者に対する賃金不払の防止にも資するものというふうに考えております。

○谷博之君 ちょっと角度を変えてお聞きしたいと思うんですが、国連の障害者の権利条約というのが、御案内のとおりです。これは日本も批准をするために国内法の整備を今行つていられるわけですが、お手元に資料としてお配りしてありますので、ごらんをいただきたいんですが、これは政府仮訳の抜粋なんですけれども、第二十

七条労働及び雇用、第三十一条統計及び資料の収集、この二十七条と第三十一条、これはいわゆる最賃法の第八条とそれから第五条最低賃金の効力という、この二つの条文に関連があるというふうには私は見ておりません。

したがって、今回の最賃法の改正だけで、締約国としての責務はこの改正で果たせるんでしょいか、あるいはまた国内の当事者はもとより国際社会の理解はこれで得られることになるのでしょうか、この点について大臣どう思われますか。

○国務大臣(舛添要一君) この障害者の権利に関する条約、これは極めて重要な国際条約でありますから、厚生労働省、外務省とともに最初からこれにきちんと参画して条案作りをやってきました。その中で、今ここに御指摘の二十七条、三十一条の項目につきまして、これはもうきちんと守るべきである。ただ、障害者について、先ほど政府から説明がありましたように、その適用除外とするよりも減額を設ける、ある意味でこの幅を持たせて一律に、もうとにかく最低賃金の対象にはなりませんというんではなくて、結果が良ければいいわけですから、雇用する側として働く側から見ても自分の心身の状況に応じてやれる方が効果があるんではないかと、いい結果が出るんじゃないかと、そういう言わば善意の配慮でやったことでありまして、これが目的でございますので、委員御指摘のこの権利条約と相矛盾するということはないと思えますし、いささかでもそういう懸念があれば、これはそのたびにきちんとあらゆる施策で直していきたいというふうに思っております。

○谷博之君 今私がお聞きしましたのは、いわゆるA型とか一般雇用というか、そういう企業の方々の団体の中にも、八条のいわゆるこの規定が適用除外というのはいわゆるそういう部分の人たちだけではなくて、こういう適用除外そのものが障害者にとつては差別的な取扱いになるんだという考え方があります。

つまり、この八条の適用除外を、むしろこれを

廃止すべきじゃないかという意見もあるんで、この辺はどう考えておられますか。

○政府参考人(青木豊君) 確かに委員御指摘になりましたように、適用除外についておっしゃるような指摘をしている団体もございます。適用除外条項が現行法で存在するということがありますけれども、これは今般、適用除外について減額措置ということで、先ほど申し上げましたように、よりそういった方々についての保護に資するよう、今般改正をしようということでお願いをしているところであります。そういう意味では、そういった方々に対しても一定のお答えになっているのではないかとこのように思っております。

それから、新しく減額措置でございますが、これにつきましても、これについては実際に許可をするということになるわけですが、それに当たりましては、個別に実地調査も行いまして、当該労働者の労働能率等の実態を十分把握した上で慎重に判断を行うことといたしまして、労働者が不当に低賃金で雇用されることのないように運用していきたいというふうに思っております。

○谷博之君 先ほどから出ている減額の措置、減額の特例ということについては、これは現実には、先ほど申し上げたように、障害者の皆さん方がA型だとか一般企業で働いている、そういう中で最低賃金を割るような状態の中に置かれていて、それを正に追認するような形でこのいわゆる減額の特例というものはできてきているというふうには私たちが見ざるを得ないんですね。ですから、そういう意味では、先ほどの答弁がありましたように、それを努力をされるということですから、それは我々はいわゆる権利の保護の強化といえますか、そういう意味では答弁的には分からないではないわけなんですけれども。

ただ、一方では、とは申せ、その工賃、そこに働いている賃金で最低賃金にも満たないような、そういうふうなA型に勤めている人たち、あるいは

はもつと言えば、B型で、あるいは小規模授産施設で工賃一万円、一万五千円で働いているというふうな障害者の人たち、こういう人たちに対して、じゃ次にどういう手だてをつくっていくのかということになれば、これは非常に大きな問題だと思ふんですよ。ですから、それが、もつと大きな話でいえば障害者の権利条約、これとの絡みも出てくると思ふんですが。

したがって、そういう障害者全体のいわゆる所得の確保ですね、一言で言えば、最低賃金制に見合うようなそういうふうな所得の確保をどうするかということ、このところについて、最後に御答弁を大臣にいただきたいと思ふんです。

○国務大臣(舛添要一君) 正に委員がおっしゃった問題だと思います。私は、その障害者自立支援法の大きな理想は下ろしてはいけない。つまり雇用を、障害者もきちんと仕事を持って税金が払えるようになる、これはすばらしいことである。そうすると、例えばこの前、スワンベーカーという、障害者が一生懸命頑張っておられるパン屋さんに行きましたけれども、雇用する立場から見ると、ああ、この方はちよつと使ってみたいと、そして、訓練して本当にいい賃金、もうそれこそ障害者を持つてない方と同じぐらいの賃金を差し上げられるまでにしたというときに、現実にはそういう例があつたんですけれども、まさかこの方がレジまで打てるとは思わなかつた。ところが、一生懸命やつたら、非常に障害があるんですけれども、心身に障害を持っていてもレジまで打てるようになった。そうすると、それなりに賃金をもらえる。

だから、雇用のときにこの減額の特例をやることによつてむしろ雇用機会を広げる。そうじゃないと、最初から全部最低賃金を守らないとだれも雇つちやいけませんよとなると、逆に障害を持つた方々の雇用を狭めることにもなりかねないので、最終的なゴールは、そして訓練を続けていたたいて、そして理想的な形で、先ほどおっしゃつたように、月に一万円というんじやなく

で、月に十五万とかきちんと稼げるようになる。この目標は同じなんです。その行き方として、減額の特例を求めることによつてインセンティブを与えているやり方が私は善意の配慮だと申し上げたのはそういう意味であります。

ただ、おっしゃる通りに、いや、ちよつと待てよと、もう最低賃金法の適用除外のためにそういうことをやっているんじゃないかという懸念があれば、大きく掲げる目標は、理想があるわけですから、そこに行く一つの道すがらとしてこれを描いたわけでありまして、それがいるんな問題が起つてくれれば、きちんとそのたびに是正していつて最後の大きな目標を達成したいと、そういうふうには思っております。

○谷博之君 時間が来ましたので終わりますけれども、最後に、実は私は、民主党の中の障害者政策の推進議員連盟というのがございまして、その会長を実はやらせていただいております。是非この国会で、障害者自立支援法の改正法案を我々が国会に提出しております。この法案を一日も早く当委員会で審議をして、そして是非成立に向けて全委員の御理解を賜りますように心からお願ひ申し上げまして、終わります。ありがとうございます。



いう脆弱な体質でございます。また、需給調整の撤廃ということを大きな柱といたしました規制緩和によりまして、事業者数は平成二年の四万社から現在六万二千社と、一・五倍という状況でございます。

こうした状況で大変厳しい競争があるわけでございますが、日本銀行の調査によりまして、運賃は平成十二年度を一〇〇といたしました場合、平成十七年度は九六・三と低下傾向にございます。大変、極めて厳しい経営状況にございます。

また、加えまして、昨今の異常とまでも言えます原油価格の高騰によりまして、軽油価格、平成十五年度は平均一リットル六十四円でございましたが、本年九月には一・五倍の九十六円ということでございまして、十五年度と十九年度と比較しますと業界全体で五千五百億円のコスト増という状況でございます。今後もしこうした状況の継続が見込まれますので、大変厳しく、もはや自助努力の限界を超えているというふうにご認識をしております。

○坂本由紀子君 誠に深刻な状況にあるというのはいまお述べになったとおりで、私も誠にそのとおりだと思います。もう放置できない状況にきておられると思うのですが、この点についてどのようにお取り組みを、改善のためにどのようにお取り組みをしていられるおつもりなのでしょうか。

○政府参考人（神谷俊広君） お答え申し上げます。

大きく三点申し上げたいと思います。まず一点は、まず喫緊の課題であります軽油価格高騰対策につきましては、こういった問題に対応した適正な運賃設定を図るための環境整備というものを我々行政は何としてでも図っていかねばならない。こういうことで、一昨年におきましては当時の北側国土交通大臣から経団連の会長、そしてまた日商の会頭に対しまして、そしてまた昨年は国土交通事務次官から経団連の副会長、そして日商会頭に対しましてトラック業界の置かれました窮状を説明し、

運賃の円滑な転嫁について荷主サイドの理解をいただけるよう要請をいたしたところでございす。また本年は、昨今のこの極めて危機的な状況を踏まえまして、近々、冬柴国土交通大臣から経団連及び日商の両トップに対しまして同様の要請を実施することとしております。また、全国各ブロックにございましてけれども、そのブロックを所管いたします運輸局長から各地域の経済団体にも同様の働き掛けをさせていただきます。

二点目でございますが、先ほどの経産省さんからの御答弁もございましたが、私どもこの規制緩和におきまして競争激化の中で、軽油価格の高騰分も含めた適正な運賃を設定するためには、荷主、それから元請事業者、下請事業者、それぞれの取引におきまして関係者間の理解と信頼を共有化しながら適正な価格協議が行われる環境を整備しなければならぬと考えております。

御承知のように、現在でも下請法あるいは独禁法におきましてしかるべく規制は実施されておりますが、さらにこの下請適正取引の推進を通じまして中小企業の底上げを図るために、私ども近々、中小企業庁の方にも御参加をいただき、トラック業界の代表、荷主業界の代表も参加の上、検討委員会を設置いたしまして、下請・荷主適正取引推進ガイドラインを策定したいと考えております。そしてまた、その中で問題となりまます行為の実態把握をございましてと希望ましい取組についても示してまいりたいと考えております。

三点目は、予算要求、税制改正の絡みでございす。今日、地球温暖化問題が国家の喫緊の課題であり、また交通安全対策、政府全体で取り組んでおります中で、トラック業界に対してはより一層の環境対策あるいは安全対策の推進が求められております。

こうしたものには非常にコストが掛かりますものから、できる限りその負担を軽減するというところで、例えば税制につきましましては、平成二

十年度の改正要望におきまして、軽油引取税収入の一定額に相当する額を都道府県から地方トラック協会に補助金として交付していただいております運輸事業振興助成交付金の延長をお願いしております。予算につきましても低公害トラックの助成に対する拡充をお願いをしております。

○坂本由紀子君 今ガイドラインを策定するという御説明がありました。ガイドラインの策定について、おおよその時期的なめどとかお決まりなんでしょうか。また、その中身についてもう少し詳しく、もしお決まりましたら御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人（神谷俊広君） ガイドラインの策定スケジュールにつきましては、今年度内を目標に作ってまいりたいと思っておりますが、中間的なものを年内に出せればというふうにご考えております。

内容につきましては、先ほど経産省さんの方からも御説明がありましたようなものでございまして、いわゆる独禁法において、あるいは下請法において問題となる行為あるいは望ましくない取引慣行を実態を把握する、そしてまたそういったその実態を具体的に類型化するということ、それから一方で関係者のよりすばらしい取組につきましまして、取引の取組につきましまして、それを模範事例として提示をするということをご念頭に考えております。

○坂本由紀子君 それでは、そのような業界の経営の改善につながり、そして一人一人の働く人たちの豊かさにつながるような業界でのお取り組みがなされるようにしっかりと対策をお進めいただきますようお願いを申し上げます。

大臣にお伺いしたいのですが、人件費負担の対策としてどのような取組をするか、最も力を入れていられるのは何かということを調査したものがあるとは、これによりまして、ちょうどオイルショックの後には価格や料金の引上げというものがある企業が比較的多かったんでございす。最近では、人員削減だとか欠員の不補充、

それから職能給など賃金制度の改善をするとか、あるいは特に直近ではパートへの切替えですか、下請や派遣労働者を活用するというようなものが増えてきておるわけでございます。

こういう企業の取組の実態を考えますと、今回の最低賃金法の改正によつて最低賃金額の引上げが行われるということ自体は私は好ましいことだとは思っておりますが、そのことが非常に経営難に陥っている企業の倒産につながったり、あるいは企業がそのことによつてむしろ人減らしをしたりとかいうようなことになると、これは労働者のためにはならないわけでございます。そういう意味で、この問題を解決するためには、企業の生産性の向上とか経営の安定が図られるように、厚生労働省だけではなくて経済産業省、国土交通省を始めとして業所管官庁と十分な連携を取つて、政府として総合的な取組をしていただくことが非常に重要ではないかと思っております。大臣の御決意をお伺いしたいと思っております。

○国務大臣（舛添要一君） 先ほど来、坂本委員が別の角度からこの最低賃金の問題を取り上げられておられるわけでありまして、要するに産業政策と雇用政策は非常にコーディネートしながら一体化されないと絵にかいたもちに終わってしまうことだろうと思っております。

今御指摘されましたように、経営者の立場から見たときに、グローバルイゼーションというのがあつて非常に国際競争力にさらされる。ですから、消費者に価格を転換する形でコスト増を対応できないと。そうすると、どこかというところ、片一方でIT化、情報化ということが進んでいけばそれもまた人減らしにつながると、そういうことですから、私は常に思っているんですけど、社会全体としてどういう政策パッケージを取るのか。

だから、産業政策もありますね。今我々はこの雇用政策で最低賃金の話ばかりしているけれど

ども、全体から見たときに社会全体のコスト、それは例えば安心というコストもその中に入る。ですから、例えば終身雇用制とか年功序列であるとか、こういういわゆる日本の経営の柱だったものが言わば流動化されて時代遅れになったような感じがするけれども、しかし安心というコストを考えたときに、それもひよっとしたら悪いことではないかもしれないです。

だから、そういう意味でこれからの日本の働き取りをやつていくときに、どういう方向でコストを下げて、しかしみんなが本当に希望と安心を持って生活できるんだらうかと、こういう観点が必要だと思えますので、今おっしゃったことは、産業政策、これは今日、国土交通省、中小企業庁、経済産業省ありますけれども、内閣全体としての課題だというふうに考えておりますので、何度でも申し上げますけれども、福田内閣は希望と安心の内閣でございますので、必要であれば関係閣僚会議を開くようなことも含めて私はこの問題にきちんと対応する。つまり、格差の問題であるとか小泉内閣の改革の光と影という、言葉では言っているんだけど、どこが問題あるかというときに、今、坂本委員がおっしゃったような問題提起は極めて重要だと考えております。

○坂本由紀子君 舛添大臣のリーダーシップでは是非この問題の解決に向けて大きなお取り組みをいただきますよう、心から御期待を申し上げます。次で、

次に、法案の自身について伺いたいのですが、先ほど午前中も少し議論になったのですが、最低賃金の適用除外、旧法では第八条で適用除外としておりましたが、今回の改正法では最低賃金の減額の特例という規定の仕方になりました。内容的には、障害者だけではなくて試みの使用期間中の者等々があるわけでございますが、この条文、新しく改正するところによって具体的にどのような点がどう変わってくるのかというのを答えただけです。今般の改正におき

○政府参考人（青木豊君） 今般の改正におき

ましては、最低賃金法、現行法第八条の適用除外の規定が改正をされまして減額の特例ということに、第七条で減額の特例ということになるわけでありまして、これは最低賃金の安全網としての機能を強化するという観点から、現在行政サイドにより決定されている地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限の水準を保障するよう行政機関に決定を義務付けることとしているという観点からすると、最低賃金の適用対象をなるべく広範囲なものとするのが望ましいということでありまして、減額措置が可能であるならば、それは適用除外とするよりも最低賃金を適用した方が労働者保護に資するというところで、今申し上げましたように、八条で定める適用除外の規定を廃止しまして、新たに七条として減額措置ということで規定をするということにしたわけであり

ます。具体的には、今回の改正によって減額措置の対象となる労働者に対しても最低賃金が適用されるということになりますので、これに違反した場合には直ちに罰則が適用されるということでありまして、当該労働者に対する賃金不払の防止にも資するものというふうに考えております。

○坂本由紀子君 私は、かつてこの最低賃金の適用除外の申請が出ている事業場に監督官が出掛けていて、その審査をする場面に立ち会ったことがあります。その人に実際に作業を

してもらって、どのくらいのスピードで作業をするかというようなことを確認しながら審査をしておりました。ですから、そういう意味で、一人一人について本当に作業の能力が最低賃金の適用除外、今回は減額になります。そうする必要があるのかどうか、あるいはその程度がどのくらいなのかということも、これから見ただけで、どのくらいかと思えます。それはそれで大事なことで、しっかりとやっていたかなくてはならないと思えます。

一方、特に最近、障害者の方の自立意識が

高くなってきていて、重度の障害を持っている方、場合によって重複障害、身体障害と知的障害両方持つていらつしやるといような方でも働きたいと思つて方が増えていきます。

そういう状況の中で、この最低賃金の適用除外の許可がどうかという数字を見てみますと、例えば精神障害について言えば、平成十六年、十七年、十八年で適用除外を許可した件数は、十六年が三千三百八十二、十七年が三千三百七十七、十八年が三千四百九十二ということとで余り変わっていないのであります。身体障害者の方についても、この許可件数というのは余り変わっていません。

ハローワークでの障害者の就職件数というのは、このところかなり大幅に伸びています。そして、障害者の方で就職をしたいといつてハローワークに求職登録をしながらまだ就職できていないという方は何万といらつしやいます。そして、現に企業の中で、雇用率制度があるわけですが、障害者の雇用数が足りなくて、あとのくらい障害者の方を雇用しなくてはいけないかということ、その数は八万人なんです。そうすると、それだけの方々がスムーズに企業の方に就いて雇用されることができれば、企業も社会的責任を果たしてもらえらるわけですし、また障害者の方は働く場を得て所得も従前以上に確保できますので、大変望ましいことなわけでございます。

一方で、先ほどの午前中の質問にもありましたように、この適用除外の許可を安易にしてもらつては困ると、障害者の配慮に欠けるようなことがあつてはならぬということが往々にして国会で指摘されます。あと、やはり監督署の体質として保護を重要に考えますので、できるだけこういうことは少なくしようという配慮が働いているんだらうと思つてます。

一方で、先ほど大臣も善意の配慮とおっしゃいましたが、ハローワークのサイドから見ると、できるだけ雇用機会が得られるようにしたい。特に、最初は仕事にも慣れませんが、最低賃

金よりも低い所得でも徐々に慣れていつて所得が上ればいいじゃないかということで、最低賃金のあえて適用除外をしても雇用の場の確保をしたいという配慮という違う物の考え方もあるわけでありまして。

同じ厚生労働省の中の同じ第一線の機関の中でそれぞれ違う、何というか、違う物差しを持つて当てることになるのかと思つてますが、大事なことは、障害者の方、それ以外の方もいらつしやいます。きちっと働ける場を得て、そしてその保護が手厚くなっていくことだらうと思つてございます。

そういう意味で、この試みの使用期間中の者とか、あるいは職業訓練の方というところについては、できるだけ幅広くそういう機会が与えられるということも念頭に置きつつこの規定の運用をしていただくということが大事なことでないかと思つてますが、この点いかがお考えでしょうか。

○政府参考人（青木豊君） 確かに、今委員が御指摘になりましたような言わば相反するいろんな要請があります。現実には、障害者の方を始め訓練中の人たちにつきましても、雇用の場の提供と同時に、そのきちんとした適正な賃金の支払ということも同時に満たしていかなければならないというふうに思つております。

私の方としては、最低賃金の適用除外は現在許可でやつていられるわけですが、それについては、業務の遂行に直接支障を与えるような障害がある場合にも、その程度が著しい場合にのみ許可をします。あるいは賃金の額についても、最低賃金の適用を受けようとする他の最下層の能力者よりも労働能力が低い割合に対応する金額を減じた額を下回つてはいけないというようなことで運用しているわけでございます。

委員もお触れになりましたように、それを担保するために、実際許可をするに当たりましては、現地に赴きまして実地調査を行つて、実態を十分把握し、適切に判断しているところでございます。減額の特例でも同じように、

たことで事務を進めていきたいというふうにも思っておりです。

こういったものを踏まえまして、今度のところでは、減額の特例について、厚生労働省令で定めるところにより具体的な条件というものを決めるということにしておりますので、そういったものを踏まえまして省令なども策定してまいりたいというふうに思っております。

○国務大臣(舛添要一君) その問題の一つの解決策は、雇用の機会を広げるという意味で減額の特例をする、しかし半年ごととか一年ごとに必ずフォローアップをやるということがあれば相当解決できると思えますので、それを必ずルールの中に入れていきたいと思えます。

というのは、正に坂本委員の地元で、静岡、その技能五輪があり、同時にアビリンピックがありました。これはハンディキャップを持った方々の技能の国際大会です。日曜日、私は表彰式、閉会式行つてまいりましたけど、日本は十二も金メダルを取りました。それで、本当に不自由な方々が私の何倍ものスピードでコンピュータを操作できる。これはだから、同じ仕事をする私の何倍もの賃金取つていいわけです。しかし、彼らだつて最初からそうではなかったんですね。訓練に訓練を重ね、周りの温かい支援に支えられてそこまできた。そうするとこれ、最初減額措置やつたつて、今私の十倍給料取つていいんだと。そうなつたとき、やっぱりフォローアップという、これが必要なんで、そのきめの細かい政策をきちんとやれば多様なニーズにこたえられると思ひまして、必ずこれは実現させたいと思ひます。

○坂本由紀子君 ありがとうございます。

障害者であるというだけの理由で差別をするということとは排除されなくてはいけないと思ひますが、障害者の方々が十二分な雇用機会が確保され、そして充実した職業人生が送れるスタートがたくさんつくられるような御配慮をよろしくお願ひいたします。

次に、地域別最低賃金について、今般、労働

者の生計費を考慮するに当たつて生活保護に係る施策との整合性に配慮するという文言が入つております。この生活保護に係る施策との整合性に配慮するという文言を入れたことの趣旨について改めてお伺ひをいたします。

○政府参考人(青木豊君) これは、今度の最低賃金法の改正案の中で、御指摘にありましたように、地域別最低賃金の水準について生活保護との整合性も考慮して決定することを明確にしようということで、新たに追加することとした規定であります。

これは、生活保護との関係でいえば、地方最低審議会における審議に当たりまして考慮すべき三つの決定基準のうち生計費に係るものである。最低賃金法の書きぶりとしては生活保護との整合性に配慮すると規定しておりますけれども、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨でございます。

○坂本由紀子君 ところで、日本の生活保護に相当するところの諸外国の公的扶助給付について教えていただきたいのですが。

○政府参考人(中村秀一君) 委員からの御指摘、御質問の諸外国の公的給付でございます。なかなか、諸外国の制度違いますので、びつたり日本の生活保護と合うかどうかは難しい点がございますが、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、アメリカ、私どもが二〇〇四年に調査いたしましたものによりますと、例えば保護基準額などにつきましては、例えば東京を一〇〇といたしますと、いろんな推計をするわけでございますが、その報告書では、スウェーデンが七十二でございますとか、ドイツが七十二、フランスが六九・五、イギリスが七一というように、アメリカは三一というように、日本の生活保護の水準は諸外国に比べて低いということはなく、むしろ、この報告書だけ見ますと極めて高いという状況になっております。

一つは通貨レートなんかの問題もありますので、今日の通貨レートで見ますと、スウェーデン

七十二と申し上げましたけれども九一になつていかどうか、ドイツ、フランスが八五、八四、八二になつていかどうか、そういう問題はありますけれども、総じて、日本の東京の基準でございますが、外国に、今挙げた国の生活保護に相当すると思われものに比べて低いということはないというところでございます。

○坂本由紀子君 質問通告してないので恐縮ですが、局長にちよつと伺ひたいのですが、最賃法の対象となる賃金に住宅手当は入るんですか。

○政府参考人(青木豊君) 住宅手当を入れていか入れていないかということでございますけれども、様々な資料を総合判断して地方の最低賃金審議会で決めるということになっていまして、具体的なことを。その際、考えておりますのは、単身世帯の若年者の初任給というようなところがイメージをされているということだというふうにも思つております。

○坂本由紀子君 ちよつと聞いた趣旨が違つていて、賃金が最低賃金を下回つてはいけないと言つている場合は賃金には住宅手当が入るのか入らないのかという意味なんです、住宅手当を入れて考えるのかどうかという。

○政府参考人(青木豊君) 住宅手当は算入して考えるということでございます。

○坂本由紀子君 そうすると、住宅手当を払つている企業であれば、一般的な給与にプラス住宅手当を加えて、それが最低賃金額を超えていなければならないことですか。

○委員長(岩本司君) 速記を止めてください。  
〔速記中止〕

○委員長(岩本司君) 起こしてください。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金の対象となる賃金から除外しておりますのは臨時に支払われる賃金とかそういうもので、列挙されておりますが、その中に入つておりませんので、それは算入して考えるということでございます。

○坂本由紀子君 分かりました。もう時間が大分なくなつてきたので恐縮です

が、これから地域別最低賃金が生活保護を下回らない、つまり、働けば、頑張つたらそれだけの報酬が得られるという方向で持つていくことは、これは働く人たちの意欲を高めるとい意味で大変大事なことだろうと思ひます。

一方で、日本の生活保護については、その在り方というのを今行政の中で見直ししていらつしやると思ひます。最低賃金ぎりぎりで生活をしていらつしやる方に、賃金に加えて必要な手当てがまた十二分に整えられるということも大事なことかと思つておりました。そういう意味で、生活保護制度の見直しの中で、日本の生活保護制度の在り方を考える中で、純粹に生活保護としてやらなくてはいけないものと、それから医療制度の中等で総合的にやり得るもの等々、いろいろな切り分け方があるんだろうと思ひますが、今後御検討いただく中で、我が国の実態に合った制度として見直しが進められることを要請して、私の質問を終わります。

○石井準一君 自由民主党の石井準一であります。順次通告に従い質問をさせていただきます。

昨今の労働をめぐる環境を見ますと、大変大きな構造的な変化に伴い雇用を取り巻く環境は大きく変わってきており、労働環境の改善に向けた取組が求められているのが今日の課題であります。こうした労働環境を含めた我が国の社会全体が、少子高齢化の進行に伴う労働力人口の減少や産業構造の変化に伴う就業形態の多様化、労働時間の二極化、ワーキングプアと呼ばれる雇用者の社会問題などを踏まえ、労働政策につきましては、このような環境の変化を見据え、方向性を決して誤ることなく、力強く進めていかなければならないと思っております。

こうした労働をめぐる環境が多様化している中、今様々な問題がこの委員会でも指摘をされてきました。例えば、年長フリーターやネットカフェで寝泊まりする不安定就労者に象徴される若者の雇用問題、パートタイム労働者が増加する中で賃金等の処遇の問題、長時間労働が常態化する正規雇用者の健康や生活をめぐる問題などが取り上げられてきております。また、年次有給休暇の取得率の推移を見ても、一九九〇年代後半から低下傾向にあり、労働者の健康面への配慮、企業の生産性向上に加え、少子化対策の観点からもワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が急務であります。

こうした労働者の生活の安定を確保するためのセーフティーネットとして機能するはずの最低賃金制度につきましては、その水準が生活保護以下であるといった逆転現象が一部で生じるなど、その不十分性が指摘をされ、見直しが求められているわけでありまして、これらの問題は一朝一夕に解決できるものではなく、その解決に向けた継続的な取組が重要であると私は考えます。

この点、さきの通常国会では、若者の雇用機

会を確保するための雇用対策法の改正、パートタイム労働者の均等待遇の確保や正規雇用の転換を進めるためのパートタイム労働法の改正など、三つの法改正が実現しております。しかし、本日議題となっております労働契約法案、そして最低賃金法改正法案につきましては、誠に残念ながら成立には至らなかったところであります。これらの二法案、いずれも働き方のルールの根幹を成す法案であり、その早期成立こそ、今労働分野で求められている最重要課題であると考えるからであります。

そこで、これらの二法案について、まず大臣にお伺いをいたします。労働政策の課題が様々ある中で、この二法案はどのような位置付けや意義を持つているのか、そのお考えを聞かせていただきたくお願いいたします。

○国務大臣(舛添要一君) 午前中の小林委員の御質問にもお答えいたしましたけれども、日本の近代の歴史、もつとと言うと世界史と言ってもいいですけど、そういう長い流れの中で今をどう位置付けるかという発想も実は必要だということふうに思います。

近代産業革命で一気に産業化が進んだときに、労働者保護というものがどうしても後回しされてきた。ですから、ヒスマルクのような政策が出てくる。そしてまた、ソーシャリズムという言葉は、これは、つまりソーシャリズムというのはフランスで最初に起こったわけでありまして、何もマルクスをまつまでなかったわけですから、その中において、やはり働く人たちの生活の改善をどうするか、一歩遅れですけど、ずつとやってきた。そういう中で二十世紀を、まあ一気に飛びますけど、二十世紀を迎える。

我が国について言うと、幕末、明治維新の改革があり、そして昭和二十年の敗戦以後の改革があった。そのときの少なくとも戦後の改革、これは戦災から復興する、そして新しい国をつくるということで高度経済成長を遂げた。そして一定の、OECDに入り、先進国の仲間入り

をした。その中で、実は豊かさを実現したと思つたところにバブル、そしてバブルの崩壊という形がありました。

じゃ、どういう形でこの国を立て直していくのかと。小泉内閣は一つのやり方を示した。しかし、私はそれがすべての解ではないだろうというふうに思っています。ですから、例えばアングロサクソンの社会の在り方というのも一つの在り方であろうし、また、例えばスウェーデンやデンマークのような北歐型の在り方も一つの在り方であろうと思えます。どちらのやり方であつたつて、結果的にそこに住んでいる国民が豊かで安心して希望が持てる生活ができればいいわけであつて、非常に、例えば消費税の負担が重い北歐であつたつて、はるかに日本より経済成長を遂げている、そういうこともありますし、市場経済原則だけですべてがいくかということ、今の格差の問題含めていろんな反省が起つていくわけですね。

そういう中で、取りあえずバブルから崩壊ということ、バブルの崩壊による不況から抜け出すと、そのことにこの十五年間全力を挙げてきたと。しかし振り返つてみたら、その結果として格差、それからこの労働環境の問題含めて非常に大きなひずみが生じてきた。今までのようにセーフティーネットとしての企業の役割を頼る時代はもはや終わったと思えます。

そういう意味では、きちんと政府の役割が何であるかということをやらないと、何でもかんでも官から民へ、官から民へ、民に任せればいってもんじゃなくて、民が駄目になったからこそ官がしっかりしないといけない側面がある、それが正にこの労働政策であろうというふうに思っています。やはり、契約に基づいてきちんとしたルールをやつていく。そうでなければ、ひずみが全部労働者の方に行つてしまう。これが労働契約法であります。

そして、とにかく大きな会社に入れば、フリンジベネフィットという形で住宅から診療所からスーパーマーケットから全部提供できた、そういう

ような時代が終わつたわけですから、セーフティーネットを張り巡らす役割は企業ではなくてもはや私は政府にある、その政府の役割をきちんとやるのがこの最低賃金法であるというふうに思っています。

あと一つ、これはまだ審議中でありまして、そういう労働関係の法律をきちんと整備することによって、働く人たちが生き生きと、そして安心して安全で生活できる、それが日本の今の活力を生む道だと思っておりますので、そういう位置付けにおいて、私は大きな世直しの一つがこの労働三法であろうというふうに思っております。

○石井準一君 大臣の答弁にもありましたが、時代を要請を踏まえ、だれもが安心、納得して働くことのできる環境の整備という観点から最低限度のルールを不断に見直すということが政治に求められていると私は思います。

とりわけ、最低賃金制度は、国的法的強制力を持つて賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないという制度であります。今般、約四十年ぶりの抜本的な法改正が提案されたということでありまして、その基本的な内容について政府に確認をしたいと思えます。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の支えとして重要なものと認識しております。就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、今後とも安全網として一層適切に機能することが求められていると考えております。今回の改正法案におきましては、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定すること、それから不払に係る罰金額の上限、現行二万円ですけれども、これを五十万円に引き上げることといったしております。こうしたことによつて最低賃金制度が安全網としてより一層適切に機能することとなるというふうに考えております。

○石井準一君 今年は何年になく最低賃金に

関する話題が各種のメディアで取り上げられており、私の地元千葉は、時給で十九円引き上げられ、七百六円となります。東京の引上げ額が二十円であったことからすれば大きな引上げだと思えます。

一方、千葉県の企業のうち九九・八％が中小企業であり、小規模企業も八七・二％と、千葉県の経済を支えるのは中小企業と言っても過言ではありません。このため、最低賃金の水準については、地元経済に与える影響なども総合的に考えながら決定することが必要であると考えます。

改正案では、地域別最低賃金制度を充実する観点から、各地域における地域別最低賃金の決定を行政機関に義務付け、その際には地域における生計費等が考慮されるべきことが規定をされており、それだけ地方を重視したものと考えます。

一方、現行の目安制度は、その言葉のとおり、あくまでも地方の審議会における審議の参考にすぎず、拘束力はないものの実質的には影響が大きいのではないかと考えられます。地域における最低賃金の決定が中央志向な決定システムとなってしまうと、目安にとられ地域の実情を適切に表した最低賃金額が決定されないというおそれがあるのではないのでしょうか。

地域別最低賃金の決定につきましては、目安制度も含めて、地域の実情を適切に反映したシステムとする必要があると考えますが、法改正後の地域別最低賃金の決定の在り方についてお問い合わせをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 現行の地域別最低賃金については目安制度というものがあつて、改正に際しましては、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるように、中央の最低賃金審議会が地域別の最低賃金額の改正の目安を毎年作成して、地方の最低賃金審議会に提示をしております。

この目安は地方最低賃金審議会の審議の参

考として示すものであつて、これを拘束するものではないんだというふうに了解をされているところでございます。毎年、答申に際しても、中央最低賃金審議会においては、地方最低賃金審議会において自主性を発揮されることを強く期待する旨、申し添えているわけであり、

「委員長退席、理事運舩君着席」

地域別最低賃金の具体的な水準については、地方の最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものであります。今回の法案が成立した暁には、各地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会が提示する目安も参考にしつつ法改正の趣旨に沿った議論が行われまして、その結果に沿って適切な引上げ等の措置を講ずることとしております。

私もとしては、地方の最低賃金審議会に対しては、地域の実情に即した資料が十分に提出された上で法改正の趣旨に沿った審議が行われるように、都道府県労働局に対して指導を行つてまいりたいというふうに思っております。

○石井準一君 局長の方から、地域の実情も見ながら最低賃金の水準は決められていくというお答えがありました。是非、地方の経済状況が反映される仕組みを維持していただきますようお願いをいたします。

次に、最低賃金の決定基準について伺いたいと思ひます。

改正法案では、地域別最低賃金の決定に際して、労働者の生計費や賃金等を考慮し、特に生計費については生活保護との整合性についても配慮するとしておりますが、具体的にはどのような労働者像が想定されているのか余り明確ではないように思われます。また、最低賃金決定の際の生活保護との整合性に配慮に關しまして、例えばどのぐらいの収入があれば税金や社会保険料を支払った上で健康で文化的な最低限の生活ができるのかを検討するなど、生計費についての想像をめぐらして議論を深めていくことが必要ではないかと私は思ひます。

政府は、地域別最低賃金の決定に際し、生計費を考慮するに当たつての生活保護との比較についてどのように認識をされているのか、まずお問い合わせをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されており、これに對しまして生活保護は、市町村を六段階の級地に区分しております。また、生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額が異なつておりますし、あるいは必要に応じた各種加算がありますとか住宅扶助あるいは医療扶助等があります。こういった点をどのように考慮するかといった問題がございます。

しかし、最低賃金は労働者の最低限度の生活を保障するものでありますので、モラルハザードの観点からも、少なくとも最低賃金が生活保護を下回つていない場合には問題であるというふうに思つております。このため、最低賃金と生活保護の水準を比較するに当たつては、手取り額で見た最低賃金額と、衣食住という意味での生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内の人口加重平均、これに住宅扶助の実績値を加えたものと比較することが一つの考え方ではないかなというふうに思つております。

いずれにしても、生活保護との整合性を具体的にどのよう考慮するかにつきましては、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるべきものと考えております。

○石井準一君 御答弁ありがとうございます。次に、最低賃金審議会についてお問い合わせをしたいと思います。

最低賃金を決定するために、中央及び地方に労働者、使用者、公益の三者同数で構成される最低賃金審議会が設けられておりますが、労働者側の委員には労働組合の代表者が多いとも聞いております。近年、就業形態の多様化

等により、パートや派遣労働者など、労働組合に組織されていない非正規労働者が増加しているところであり、パートの労働者等については概して低賃金であることが多く、地域別最低賃金の影響を大きく受けるものと思われ、現在の審議会の委員構成を見ると、パート労働者等の意見が反映されにくいのではないかと思ひます。こうした方々の意見が反映されるよう配慮する必要があると思ひます。見解のほどをお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 地方最低賃金審議会の労働者を代表する委員につきましては、現行の最低賃金法二十九条及び最低賃金審議会令第三条の規定に基づきまして、都道府県労働局長が労働組合の推薦を受けた者の中から非正規労働者を含む労働者一般の利益を代表するにふさわしい者を任命していることとでございます。そういうことで、審議会には非正規労働者の意見も十分反映されるものと承知をしております。

また、地方最低賃金審議会における最低賃金の改正審議におきましては、現行法の三十一条五項の規定に基づきまして、意見を述べようとする関係労使の意見、これを聴くものとしております。

「理事運舩君退席、委員長着席」

またさらに、最低賃金審議会が最低賃金額についての意見を提出した場合につきましては、関係労使はこの最低賃金審議会の意見に対する異議の申出もできるとされているところでございます。

このように、非正規労働者を含めた関係労使の意見の反映に万全を期した審議会の運営が行われているというふうに承知をいたしております。

○石井準一君 御答弁をいただきました。パートや派遣労働者などの意見が更に反映されるよう御配慮をお願いいたします。

次に、最低賃金の実効性を高めるという観点から幾つかお伺いしたいと思います。

最低賃金は労働者の最低限度の賃金を保障するルールであります。したがって、ルールを破った方に対しては、事案によるかもしませんが、やはりきちっとしたペナルティーというものが抑止力という観点からも設けられるべきだと思います。今回の改正案では、罰金額の上限が二万円から五十万円へと大きく引き上げられており、最低賃金法違反の抑制が期待をされているところであります。しかし、労働基準監督署から指導された段階で賃金差額を支払えばいいということにもなると、最低賃金法違反の抑制力として不十分ではないかという考え方もあろうと思えます。また、午前中には違反した事業主を公表するというような意見も出ておりました。さらには、民事的には最低賃金額と実際に支払った額との差額の要求しか認められていないわけでありませぬ。

そこで、罰金額の上限を五十万円に引き上げた趣旨について御説明を願います。また、更なる最低賃金法違反抑制の実効性の確保策として賃金差額の数倍の請求を当該労働者に認めるべきではないかという意見もあるようですが、こういった意見についてどのように考えているのか、見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金法の罰則につきましては、昭和三十四年の法律制定以来、罰金等臨時措置法による見直しのほかは見直しが行われておりませんが、この間の賃金の変動等によって罰則の制裁効果が著しく低下しているという見解があります。このため、今般、罰金額の上限についても併せて見直しを行うというご意向を伺っております。

具体的な上限額については、これは最低賃金法制定当時の最低賃金不払の罰金額の上限、それと賃金の、労働基準法上の賃金の全額払の違反に対する罰金額の上限などを勘案して、現行の労働基準法の賃金の全額払い違反の罰金の上限額である三十万円の二倍程度に相当する五十万円を上限とすると、新しい最低賃金不払に係る罰金額の上限とすると、いふ

うにしたものでございます。

お話にありましたように、賃金差額の数倍の請求を労働者に認めるべきだという意見ということでございましたけれども、最低賃金法違反を抑制するための一つの考え方はあるとは思いますが、今般の改正において、今申し上げましたように、罰金額の上限について大幅に引き上げるといふこととしているところでありますし、そういった新しい措置の導入については、こういった改正後の最低賃金法違反の状況なども慎重に見守る必要があるのではないかと、いふように考えております。

○石井準一君 今説明があった罰金額というのは、一事業所当たり最高でも五十万というところなのでしょうが、それとも、最低賃金以下の賃金を支払っていた労働者の数によるものでしょうか。この罰金の数え方について、詳細に具体的にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金不払の罪数につきましては、労働基準法における賃金不払の罪数と同様でございます。犯意が単一であると認められないときは各支払期ごと及び各労働者ごとに一罪が成立すると、これらは併合罪の関係に立つと、したがって罰金額は単純に加算をされていくということでありませぬ。そういったように考えております。

○石井準一君 これまでの罰金の強化についてお伺いをしました。

最低賃金の遵守を徹底するために、最低賃金に関する周知広報、違反業者の取締り、指導強化がこれから重要になってくると思えます。しかしながら、労働基準監督署が調査をした事業者数は、二〇〇六年、平成十八年では一万七千七百件であり、一九九八年、平成十年の一万七千六百八十八件に比べて約四割減っております。今年六月には約一万一千事業所に一斉監督を実施しておりますが、これまで最低賃金法違反の取締りに本腰を入れていなかったのではないかと、思われかねないと思えますが、最低賃金に関する今後の周知広報及び指導監督の

具体策についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 委員が御指摘になった周知広報、監督指導でありますけれども、これは、最低賃金制度はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットであるということでありませぬので、こういった周知広報であるとか監督指導というのは重要であるといふように考えております。

従来から、ポスターの掲示でありますとかリーフレットの配布、あるいはホームページの登載などによって最低賃金額の周知を行っております。同時に、地方公共団体に対する広報誌の掲載依頼も行ったりいたしまして、様々な周知広報活動を行っているところでございませぬ。

今後とも、インターネットや広報媒体を活用して、使用者団体あるいは労働者、民間団体等、広く国民に最低賃金の内容及び最低賃金額について周知広報を図っていききたいというふうにしております。

また、監督指導につきましては、政府の成長力底上げ戦略におきまして最低賃金の周知徹底が盛り込まれて、さらに、最低賃金遵守のための事業所の指導強化が直ちに取組むべき施策というふうにされたことから、委員がお触れになりましたように、今年六月に全国の労働基準監督機関において最低賃金の履行確保についての一斉監督を実施いたしました。

こうした結果も踏まえまして、今後とも、問題があると考えられる業種等を重点とした最低賃金遵守のための監督指導に適切に取り組んでまいりたいというふうにしております。

○石井準一君 新しい法案ができて、やはり今後の周知広報及び指導監督の必要性が大きな意義があると思えます。徹底的にお願いをしていききたいと思います。

次に、産業別最低賃金についてお伺いをいたします。

産業別最低賃金については、以前に規制改革・民間開放推進三年計画でも取り上げられていたものと認識しておりますが、今般の

改正において産業別最低賃金についてどのような見直しが行われているのでしょうか、お伺いをいたします。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金は、地域別の最低賃金と今お取り上げになりました産業別最低賃金、この二つが大きな柱として成り立って現行しているわけでありますけれども、その最低賃金というのは、すべての労働者についての賃金の最低限を保障するというところで安全網としての役割を果たしているわけでありますし、今般こういった安全網としての役割については地域別の最低賃金、これが担うというふうな整理をいたしまして、その地域別最低賃金につきましては必ず定めなければいけないと、あるいは罰金額を大幅に引き上げるといったような機能強化を図ることにはいたしております。

一方、産業別の最低賃金につきましては、関係労使のイニシアチブによって設定されて、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組を補完する面、あるいは公正な賃金決定にも資する面があるということなので、安全網とは別の役割を果たすものとして見直しを行うことにはいたしません。

具体的には、産業別最低賃金につきましては、関係労使の申出を必須の条件といたしまして、そういった申出があった場合において必要があることを認めるときに決定することができるといふことにはいたしません。最低賃金法の罰則は適用しない、言わば民事効にするといふふうにしたわけでございませぬ。

○石井準一君 局長のたまたまの御答弁の中で、最低賃金法上の罰則は適用されない旨の説明がありましたが、産業別最低賃金の実効性の確保についての問題は、ないのでしょうか、お伺いをいたします。

○政府参考人（青木豊君） 産業別最低賃金は、今申し上げたような見直しをするというところで、新しい改正後の最低賃金法では特定最低賃金ということになるわけでありますけれども、この特定最低賃金は最低賃金法上の罰則

適用はございませぬけれども、今ほど申し上げましたように、民事的効力を有しております。最低賃金法上、民事的効力を有するということであり、特定最低賃金のこの不払というものは結局賃金の全額払の違反ということになるわけでございます。これは労働基準法二十四条に違反するということになります。したがって、労働基準法の適用がありまして、その罰則、罰金の上限額は三十万円ということですが、最低賃金法より若干低いわけでありまして、けれども適用されることとなりまして、そういう意味では一定程度の、罰則上の面から見たい面においても労働者の保護が図られるというふうに考えております。

○石井準一君 今御答弁いただきましたように、産業別最低賃金の見直しにつきましては、規制改革・民間開放推進三か年計画の検討要請を踏まえ、労使が審議会において真摯に議論した結果であると受け止めたいと思います。最後に、最低賃金引上げの影響を受ける中小企業への対策についてお伺いをいたします。政府におきましては、内閣府を中心に成長力底上げ戦略というものを策定して中長期的な最低賃金引上げと中小企業の生産性向上の車の両輪とした取組を展開されているものと承知しております。

まずは、成長力底上げ戦略のねらいや基本的な考え方について、担当である内閣府から御説明を願いたいと思います。

○政府参考人（山崎史郎君） お答え申し上げます。

御指摘の成長力底上げ戦略は、成長の基盤となり、人材や中小企業に着目しまして、働く人全体の所得、生活水準を引き上げ、格差の固定化を防止すると、こういう観点から策定されたものでございます。具体的には、職業能力の向上を目指します戦略でありますとか、福祉、雇用両面にわたる就労支援を行う戦略のほか、御指摘の中小企業の生産性の向上とともに最低賃金を引き上げていく、このた

めの施策としまして中小企業底上げ戦略と、この三つから成っているわけでございます。

この戦略は、内閣府、厚生労働省、経産省等が連携しまして、政労使が参加します円卓会議で合意形成を図りつつ推進していくというふうになっている次第でございます。

○石井準一君 戦略の基本的な考え方については今説明を受けました。

成長力底上げ戦略推進円卓会議が七月に取りまとめた合意文書におきましては、中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針の取りまとめが先送りされていたように思います。この基本方針について、いつごろ、どのような内容で取りまとめられることになるのでしょうか。具体的なスケジュールがあれば説明を願いたいと思います。

○政府参考人（山崎史郎君） 御指摘の点でございますが、七月の円卓会議におきまして、これ政労使の合意でございますが、中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針につきまして、これを各地域の議論を喚起しながら取りまとめるといふ、そういう合意形成がなされてございます。スケジュールとしては年内に取りまとめるといふことを見込んでおりまして、具体的内容につきましては、今後、労使、さらには関係省庁とも十分意見交換をしながら検討してまいりたいと、このように考えている次第でございます。

○石井準一君 是非とも有意義な合意が取りまとめられることを期待をいたします。

次に、具体的な中小企業対策についてお伺いをしたいと思います。

原油高や円高など、中小企業を取り巻く経済環境は極めて厳しいものと認識をしております。また、最低賃金の引上げは、我が国の企業の大半を占める中小企業への考慮を抜きにしては図れないものと考えます。しかし、大企業から下請が多い中小企業は、大企業からの不適正な金額での発注でも受けざるを得ず、その場合、中小企業で働く労働者の賃金水準の底上

げは現実的に難しくなると考えます。

一方、成長力底上げ戦略では下請取引の適正化が挙げられているところでありますが、中小企業庁においては下請取引の適正化や中小企業の生産性向上について今後どのような施策を推進していくのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人（長尾尚人君） 中小企業庁といたしましては、委員御指摘のとおり、下請取引の適正化を含む中小企業の生産性の向上などにきめ細かく対応することは非常に重要なことだといふふうに認識しております。こういった観点から、中小企業の生産性向上に向けた取組を加速させる政策パッケージを今月の十三日にまとめまして、公表したところでございます。

具体的には、まず景気回復の果実をきちっと均てんさせていくということから、先ほど坂本委員の御質問にもお答えいたしましたけれども、下請取引の適正化を進めてまいりたいと思っております。具体的には、下請取引ガイドラインの普及啓発や下請代金法の取組強化等、下請適正取引の推進に取り組んでまいります。

これは、言わばその分配の問題でございますが、それに加えてやらなければならないのは、地域において付加価値の高い産業を振興することだといふふうに認識しております。そのため、中小企業地域資源活用促進法の着実な実施を図りまして、今後五年間で千件程度の新事業の創出を目指してまいりたいと思っております。

あわせて、経営基礎力の向上ということも非常に重要でございます。中小企業の中でも特に厳しい状況にあります小規模企業につきましまして、ネットの記帳等のITを活用いたしまして、自らの財務状況を正確に把握することへの支援とか、それに伴います資金供給の迅速化を検討しているところでございます。また、小規模企業が直面する課題を克服するための支援拠点の整備等についても今後強化してまいりたいといふふうに思っております。

○石井準一君 正に最低賃金を引き上げた

めにも実効性のある様々な施策を組み合わせ、中小企業対策の充実をお願いをするところであり、あります。

○山本博司君

次に、最低賃金法案についてお伺いを申し上げます。最低賃金法案についてお伺いを申し上げます。

今回の改正は三十九年ぶりの改正ということで、最低賃金制度はすべての労働者の賃金を下支えするセーフティネットとして極めて重要な役割を果たしており、就業形態が多様化する中でその重要性は更に増していくものと考えております。また、生活保護との整合性を考慮することは最低限度の生活を保障するという観点とともに、就労に対するインセンティブを働かせるという点からも必要なことであり、この改正を高く評価するものでございます。

今回の改正では地域別最低賃金の決定が任意的設定から必要的設定に変更され、罰金の上限額も引き上げられるなど、地域別最低賃金の機能強化が図られております。これによって今後、地域別最低賃金の具体的な水準を決める地方最低賃金審議会の役割がより一層重くなるものと考えます。

そこで、この地域別の最低賃金の決定方法について、構成、概要について御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金の制度、とりわけ地域別最低賃金につきましては、今委員がお触れになりましたように、その必要的な設定と、あるいは罰金の上限の引上げというようなことであります。これは、すべての労働者についての賃金の最低限を保障する安全網としての役割を果たすべきであるということから、そういうように考えたわけでありまして、地域別の最低賃金の具体的な水準についての決定でありますけれども、これは公労使三者構成の地方最低賃金審議会において地域の実情を踏まえた審議を行って、それを決定されたものでございます。今回の法案が成立いたしました際には中央最低賃金審議会が提示をいたします目安も参考にいたしながら、この今般の法改正の趣旨に沿った議論が地方の

最低賃金審議会においても行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済情勢、地域の事情を踏まえた適切な引上げ等の措置が講ぜられるということになると思っております。

厚生労働省としましては、地方の最低賃金審議会でごやうやつて議論をされるわけでございますので、その地方の最低賃金審議会に對して地域の実情に即した資料が十分に提出されるように、そして、その上でこの法改正の趣旨に沿った適切な審議が行われるように都道府県労働局に対して指導を行ってまいりたいというふうにも思っております。

○山本博司君 地域の実情に沿った対応をしっかりとお願いを申し上げます。

さらに、重要な改正点でございます生活保護との整合性についてお伺いをしたいと思います。

今回の改正では、最低賃金の三つの考慮要素のうち労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性について配慮することとしております。また、衆議院における修正によって、第九条の三では、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」と規定をされました。これによって憲法二十五条の生活保護法の理念が最低賃金を決める際により一層重視されることになると思いますが、具体的にどのような基準で生活保護との整合性を考慮することになるのでしょうか、このこともお願いいたします。

○政府参考人（青木豊君） 生活保護と最低賃金との関係でございますけれども、地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されております。生活保護は市町村を六段階の級地に区分しているわけでありまして、あるいは年齢や世帯構成によつて基準額が異なっていると、あるいは生活保護では必要に応じた各種加算でありますとか住宅扶助だとか医療扶助などがありますと、こういうことで、生活保護と最低賃金を比較するに当たっては、こういった点をどういうふうにも考慮していくのかということが問題になるわけでありまして、

しかし、最低賃金は労働者の最低限度の生活を保障するものでありますので、モラルハザードの観点からも、少なくとも最低賃金が生活保護を下回っている場合には問題であるというふうに思っております。

このため、どうするかということでありまして、最低賃金と生活保護の水準を比較するに当たりましては、手取り額で見た最低賃金額と、衣食住という意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の、まあこれは都道府県内人口加重平均が適当かなというふうにも思いますけれども、これに住宅扶助の実績値を加えたものと比較することが一つの考え方ではないかなというふうに思っております。

しかし、いずれにしても、これ、具体的には生活保護との整合性をどうやうて考慮していくかということについては、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるべきものというふうにも考えております。

○山本博司君 ありがとうございます。

次に、大臣にお願いをしたいと思います。最低賃金制度は働く人たちにとって必要最小限のセーフティネットであり、この水準が引き上がることでより豊かな国民生活が送れることになると考えます。今後、経済成長を含めた政府一丸となった取組が求められると考えます。最低賃金の引上げに向けた大臣の決意をお願いを申し上げます。

○国務大臣（舛添要一君） 先ほど来、生活保護との整合性も配慮ということが非常に重要であるということは何度も強調しておりますけれども、この経済の成長力底上げ戦略において、生産性を上げる、それとともにこの最低賃金を引き上げる、そういう方向付けが既に出ております。

〔委員長退席、理事谷博之君着席〕

この法案が成立した際には、地方の最低賃金の審議会において、諸条件を考慮に入れながら、そして今言ったように生活保護、これを下回らないというところが重要なわけですから、そういう

う形で最低賃金が引き上げられるという方向での努力をお願いしたいと思っております。

○山本博司君 ありがとうございます。

国民生活の安心、安定が何よりも重要であると思っておりますので、更なる対策を大臣に講じていただきたいと思います。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男です。

労働契約法及び最低賃金法の一部を改正する法律案に関連しまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、先ほど山本委員も触れたわけでございますけれども、内閣提出の労働契約法案及び最低賃金法改正案の労働二法が、十一月の七日の衆議院厚生労働委員会におきまして自民、公明、民主の三党により修正可決され、翌十一月の八日、衆議院を通過しまして当委員会に付託されたわけでありまして、いわゆるねじれ国会にあつて、初めて自民、民主、それから公明が協議、合意してでき上がった修正案でございます。この成果につきましては、国民の視点から見ますとやはり大変有益であるというふうに私は感じておりまして、評価をしていくわけでありまして、

○国務大臣（舛添要一君） 国会の場で、いわゆるねじれ国会と言われている中で、国民にとつて非常に重要な法案について、自民、公明、民主の皆さん方がきちんと協議をして修正可決衆議院でなされ、また今この参議院の場で議論をされているということは、国民の負託を受けた国権の最高機関の在り方として私も大変歓迎をし、高く評価をしたいと思っております。引き続きまして、今審議しております法案の一刻も早い成立をお願いしたいと思っております。

○衆議院議員（細川律夫君） 今回、修正合意に至りました最低賃金法の改正案として労働契約法案のこの労働二法案につきまして、民主党といたしまして、我が国における雇用就労形態の多様化、非正規雇用の増加、正規雇用と非正規雇用の待遇の格差といった雇用状況に重大な影響を与えるものと考えており

ます。民主党は、国民の生活を守り格差を是正する観点から、両法案への対案を提出した上で与党との修正協議に臨み、民主党の考え方がある程度反映されたと判断をいたしまして、両法案の修正に合意をいたしましたところでございます。

民主党は、地域別最低賃金の引上げと法の遵守は格差是正とワーキングプア問題の解消にとつて不可欠であるということから、最低賃金の基準を労働者とその家族が生計を立てられる水準にするための法改正を提案をしてきたところでございます。

修正協議によりまして、地域別最低賃金の原則に「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」という文言を追加され、最賃は少なくとも生活保護給付を超える額となることと明確になったと考えております。今後、新たな最低賃金の円滑な施行に向けて中小零細企業への支援策が必要となりますけれども、財政上、金融上のきめ細かな支援策を十分行うよう政府に求めていきたいと考えているところでございます。

労働契約法は、労働契約の成立から変更、終了に至る基本的なルールを定める労働分野の民法法でありまして、二十一世紀の働き方を規定するに当たつて大変重要な法律であると考えております。

民主党案では、特に期間の定めのある労働契約、有期雇用契約が個別に決定、変更されることを念頭に、労働契約の成立、変更、終了に当たつて対等性と公正性を確保することに力点を置いておりました。

与党との修正協議では、就業の実態に応じて均衡を考慮すること、ワークライフ・バランスに配慮することが労働契約の原則に加えられたほか、有期労働契約の保護規定が加わったほか、さらに労働政策審議会が答申をいたしました要綱案から法案作成に際して、労使の合意を超えまして修文されました労働者の権利を脅かす誤解を生じる条項をすべて解消するこ

とができたと自信を持って申し上げておきたいと思っております。

労働関連法案につきましては、民主党案も政府案も、労働者保護を強化し、労働条件を改善しようとする方向性では同じでありまして、法案の内容に隔たりがあつても原理原則が全く違うというものではございませんでした。そこで、民主党は、働く人たちの立場に立つて、与党との協議の中で最大限の譲歩を引き出し、法案を成立させることが重要であると判断をした次第でございます。

今回、衆議院の審議段階では、労働基準法改正案がまだ継続審議のままになっておりますが、民主党の修正要求に対して与党に再考をお願いし、長時間労働の実質的な防止につながる法改正の成案を得ることを期待をしたいと思います。今、修正案の提案者の方からお話をいただきました。修正に至る中では様々な御苦労があつたと思うんですけども、やはり国民の生活を大事にする、働く方々の要望を実現するという、そういう観点ではこの修正案が合意されたということは大変評価をしているところであります。これからも国民の生活に大事な法案というものもいろいろ出てくるわけでございまして、時にかなつた法案の成立ができるようにまた御活躍を申し上げたいと思っております。

○渡辺孝男君 今、修正案の提案者の方からお話をいただきました。修正に至る中では様々な御苦労があつたと思うんですけども、やはり国民の生活を大事にする、働く方々の要望を実現するという、そういう観点ではこの修正案が合意されたということは大変評価をしているところであります。これからも国民の生活に大事な法案というものもいろいろ出てくるわけでございまして、時にかなつた法案の成立ができるようにまた御活躍を申し上げたいと思っております。

修正案提案者の方々、この後は、私の方は質問ございませんので、退席、結構でございます。それでは次に、最低賃金法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきたいと思っております。条文の内容等の確認等もさせていただきます。

まず、改正案第三条に関してですが、現行法の時間、日、週又は月によつて定める方式から時間によつて定めると規定した理由につきまして、厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 現行の最低賃金法第四条では、最低賃金額は時間額、日額、週額又は月額によつて定めることとされております。しかしながら、賃金支払形態、所定労働時間、そういったものなどが異なる労働者についての最低賃金適用上の公平の観点、あるいは就業形態の多様化への対応の観点、さらには分かりやすさという、そういう観点からは時間額単独表示とすることが適当と考えられますので、そういうことで、法律上、時間額表示にこの新しい改正法三条で一本化することとしたものでございます。

なお、地域別最低賃金につきましては、平成十四年度から時間額表示に一本化されまして、産業別の最低賃金につきましても、大部分が時間額単独表示に移行しているところでございます。

○渡辺孝男君 次に、第九条の地域別最低賃金の原則について伺いたいと思っております。第二項の、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と、そのように規定されておりますけれども、ここで言う通常の事業の賃金支払能力とはどのような能力なのか、また、個々の企業の支払能力とどのような関係があるのか、この点につきまして厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 地域別最低賃金の具体的な水準については、第九条で、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力の三つの決定基準に基づいて、地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるというものであります。

御指摘になりました通常の事業の賃金支払能力というのは、個々の企業の支払能力ではなくて、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができる賃金の支払能力をいうものでございます。事業者一般の賃金支払能力と言つてもいいかと思っております。最低賃金は、国民経済ないし当該地域の経済力の水準と懸け離れた水準で決定され得る

ものでもないということであり、最低賃金の決定に当たっては、通常の事業の賃金支払能力について考慮することになっているわけでございます。

○渡辺孝男君 次に、厚生労働省が発表しております毎月勤労統計の二〇〇〇年から二〇〇六年にかけての事業所規模別の平均賃金の推移というのがデータとして出ておりますけれども、三十人規模以上のいずれの事業所も二〇〇四年までは下落傾向が続いてきた。その後、二〇〇五年、二〇〇六年と上昇をしているということでもあります。一方、小規模の五人から二十九人の事業所は、二〇〇〇年以降、一貫して下げ続けているということでもあります。つまり、最近賃金が上がったというのは大企業や中規模の企業のことであって、小規模の企業についてはなかなか厳しい状況だということでもあります。そこで重要となるのは、小規模の企業の活性化であり、また支払能力の強化ということになります。今後の小規模の企業に対する対策について、中小企業庁にお伺いしたいと思います。

○政府参考人（長尾尚人君） 委員御指摘のとおり、中小・小規模企業の生産性の向上と活性化というのは非常に重要な課題でございます。緊急に取り組むべき事項だということふうに認識しております。このため、厳しい状況の中にありながら頑張っておられる中小企業の方々の生の声に丁寧な耳を傾けながら、日本経済の回復が中小企業全般に幅広く行き渡りますように、中小企業対策に万全を期してまいるのでございます。

このため、今月十三日には中小企業生産性の向上に向けた取組を加速するための政策パッケージを取りまとめ、公表したところでございまして、具体的には、下請法によります取組の強化や業種別ガイドラインの周知徹底など、下請適正取引の推進によりまして景気回復の果実がフェアに分配されて均てんされるように万全を期してまいります。それに加えまして、今後の

成長の種といえますが、そういったものをつくる観点から、地域資源を活用した新事業創出支援と、ITの活用等による小規模企業者の経営力向上支援の強化を図ってまいります。これに加えまして、資金調達や事業承継の円滑化等の施策を強力に推進しまして、中小企業生産性の向上と活性化を図ってまいるのでございます。

○渡辺孝男君 次に、法案第九条の三項に連して質問をさせていただきたいと思っております。厚生労働省は生活保護制度の見直しに関して検討を進めておるわけでありませうけれども、生活扶助基準に関しての検討は今後どのように進められるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（中村秀一君） 生活保護基準につきましては、平成十六年十二月に専門委員会にて御報告いただいておりますが、その報告の中で、全国消費実態調査等を基に五年に一度の頻度で検証を行う必要があると、こういうふうにごされたところでございます。この全国消費実態調査は平成十六年に実施されまして、生活扶助基準の見直しに必要な特別集計の結果が出ましたので、現在、今、生活扶助基準に関する検討会、専門家による検討会を開催し、低所得世帯の消費実態との均衡が生活扶助基準で適切に図られているかどうかなどの評価、検証を行っているところでございます。

本年十月十九日から検討を開始いたしましたが、本日もこの検討会、開催する予定でございますが、これまでの議論の整理を行うことといたしております。客観的な数字に基づいて検証しようということで検証していただいておりますが、今後、来年度の予算編成を視野に入れまして、専門的見地から取りまとめをしていただきたいと思います。

○渡辺孝男君 なかなか景気もまだまだ十分に回復していない地域もありますし、生活が大変だという声も多く聞いておるわけでございます。

して、この生活扶助の基準にしましては客観的なデータを基に慎重に検討をしていただきたい、そのように考えております。

では次に、本年八月に行われました中央最低賃金審査会、先ほどからもいろいろ質問で出ておりましたけれども、この中央最低賃金審査会が平成十九年度の地域別最低賃金額の改定の目安について、Aランク十九円、Bランク十四円、Cランク九円から十円、Dランク六円から七円の引上げを答申したわけでありませうけれども、この答申を受けて、本年度の決定額により生活保護の所得格差が解消されてきたかどうか、この点を厚生労働省にお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 今年の中央最低賃金審査会の目安審議、それと、それに基づきまして、それを参考にいたしまして、地方の最低賃金審査会でそれぞれ具体的な水準を決定していただいたわけでありませうけれども、今般の審議の中では、最低賃金の額について、国会において最低賃金法の改正案が提出され審議をされているという状況や、あるいは、最低賃金について引上げを、大幅に引上げをしなればいけないんじゃないかという議論などもございまして、例年になく大幅な引上げ、あるいは、例年のデータから見れば三倍程度に平均的に言えばなるような引上げがなされたわけでありませう。

しかし、この法案でお願いしておりますような生活保護との逆転現象というふうなことにございましては、当時、十一都道府県で、まあ単純にこれも、生活保護をどういうものを見るかというのはいろんな議論あると思っておりますけれども、いわゆる若年単身世帯の生活扶助基準と住宅扶助を合わせた、合計した額で見ると十一都道府県において逆転現象が起きていたわけでありませうけれども、これは生活保護の基準というものが、データがまだ新しいものが出てきておりませうので、その当時のデータを引き直して考えますと、その結果、今夏の改定によって二県

について逆転が解消されたというふうに見えるというふうには思っております。

最低賃金につきましては、賃金あるいは消費者物価等々の地域格差などに比べましても非常に低い格差ということでも来ておりまして、その状況は大幅な引上げにおきましても変わっていないというふうには思っております。そういう意味で、引き続きこの法案の早期成立をお願いしたいというふうには思っております。

○渡辺孝男君 次に、改正法案の第七条、減額の特例について質問をしようと思いましたが、先ほどから先に質問をされて回答も出ておりますので、これは割愛をさせていただきます。次に、船員に関する特例についてお伺いしたいと思います。船員の特例の必要性と近年の国土交通省にお伺いしたいと思います。

○政府参考人（武藤浩君） まず、船員につきましては、長期間連続して海上を移動する船舶において、その県の範囲を超えた広域的な業務を行っている場合が多いということ、それに加えまして、乗船中は船内及び寄港地で生活をして下船中は居住地での生活と、そういう二重生活が常であるということで陸上労働者と異なる労働実態と生活実態になっております。

したがって、陸上労働者のように県レベルの地域における生計費及び賃金に基づいて地域別最低賃金を設定するのではなくて、船員に関する特例措置として、例えば内航船舶運航業あるいは海上旅客運送業、そのほか遠洋マダラ漁業など、船舶の運航形態及び船員の就業形態が同様な一定の業種ごとに最低賃金を設定することとさせていただきます。また、船員に関する最低賃金の近年の動向につきましては、海運業及び水産業の厳しい経営状況を反映して、平成十三年以降、最低賃金の改定を行っていませんでしたけれども、本年九月に遠洋マダラ漁業及び大型イカ釣り漁業

について、それぞれ最低賃金額を引き上げるよう船員中央労働委員会から答申をいただいたところでございまして、現在、国土交通省において答申の趣旨を踏まえて最低賃金を引き上げるべく所要の手続を進めているところでございます。

それから最後に、船員の雇用の近年の動向につきましては、船員全体の有効求人倍率を見ますと、平成十六年が〇・二〇であったわけでありますが、本年九月には〇・九六倍まで上昇しております。ほぼ需給に釣り合っている状況ということでございます。さらに、内航貨物について見ますと、平成十六年が〇・二一倍でございましたが、本年九月には一・一二倍まで上昇しております。船員の需要が供給を上回ると、そういう状況になっているところでございます。

○渡辺孝男君 海洋基本法も成立をしております。海洋担当大臣も任命されているということでもありますので、やはり日本は海洋国家であります。こういう船員の方々も大変な貢献をされているわけでありまして、この労働条件の改善とか賃金の改善等に更に努力をしていただければと、そのように思っております。

以上で質問を終わります。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

最初に、最低賃金法について質問します。

労働者の四人に一人がワーキングプアと言われている中で、日本の最低賃金は〇一年から〇七年までの上昇率、わずか二・九%で、下支えどころか平均賃金を引き下げるおもしになってきたのではないかと。

最初にちよつと実例を紹介したいんですが、十月三十一日に東京で働く美容師さんたちが首都圏美容師ユニオンというのを結成しました。首都圏に八十二店舗を持つ大手美容室アッシュで働いている二十三歳の男性美容師の方の例なんですが、まあ一見華やかな世界であります。しかし、彼の賃金は基本給月十一万五千元、サービス残業は当たり前だと。その上、教育費や共済金の名目で使途不明の天引きがされていると告発をしました。この方も美容師資格を持っている正社員なんです。二万七千五百円の技能給があるんですが、これ加えても時給換算でやつと八百九円、東京の最賃よりわずか九十円上回るだけなんです。固定の残業代二万五千元入れても手取り十四万円に満たない。

大臣、これ、たとえ正社員であっても、しかもこういう資格を持っている方であっても最低賃金水準の賃金で暮らさざるを得ないという実態があります。こんなふうに一生涯賃金を身に付けて、これ、夢もあつたと思うんですね。しかし、生活できないような賃金水準に置かれていて、こういう若者たくさんいる。これで果たして夢を持つて働き続けていけると、大臣、率直な御感想をお聞かせいただきたい。

○国務大臣(舛添要一君) 今委員がおっしゃたような実例はまだいろいろあるかと思えますし、個々のケースを見れば本当に大変だなというのはいくらでもあります。そういうこともありますが、生活保護水準、これとの整合性ということで、今回最低賃金をきちんとやる、そしてさらに、それを守らない場合には罰金を一気に五十万円に引き上げると、こういうことを含めて社会全

体でやはり安心して生活できる環境を整える、それが非常に重要だというふうに考えております。

○小池晃君 この最賃の水準の生活というのは一体的にどういうものか。いろんな取組がありまして、今日、資料でお配りしたものの二枚目に体験発表をやった労働組合がまとめたものがあるんですね。これは宮城県の全国一般労働組合ですが、宮城の最賃額の十二万円弱で一月暮らした体験をまとめて、いかに人間らしい生活ができないかと。

これ、逆説的なんですが、その結果をまとめて、最賃で暮らす八か条というのを出して、家賃一万円以下の家に住め、車は絶対持たない、友達と交際するな、冠婚葬祭は無視しろ、休みの日には外に出ず家で過ごせ、食事は一日二食以内にすべし、外食厳禁、自炊をしろ、病気にならないよう健康管理をと。二〇〇六年に、見えを捨て、ひたすら人にたかれ、おごつてもらうべしと、こへ加わつた。もちろん、こういう生活しろということじゃないんですね。最賃の生活ではこういうことになってしまう。これは体験を基にまとめたというんですね。実際、最低賃金水準で暮らしている人たちが、これは体験では済まないわけで、正にこれがずっと続いていく。

大臣、引き上げる、そのための法案だということにおっしゃつたけれども、ちよつと現状の認識としてお伺いしたいんですが、連合も全労連も現在の生計費考えれば時給千円以上という主張をしています。大臣は、現在の水準、最低賃金額、今年も例年になくこれ引上げがあつたというのはいくらも承知しておりますが、しかし、それであつても現状の水準で労働者が人間らしい生活を送れるとお考えか、現状についての認識をお伺いしたい。

○国務大臣(舛添要一君) それは地域差もありますんで、それぞれの地方の最低賃金の審議会、これは私が勝手に決めてはいるわけじゃなくて、政労使ということではいろんな条件を勘案し

ながら数字を出していただいているわけですから。

しかしながら、今委員がおっしゃつたような問題意識もございまして、とにかく生産性を上げていく、それに見合つた形で最低賃金を上げていく、それが政府の方針でもあります。引き続き努力はしたいと思えますけれども、基本的には私は審議会の議論を前提に置いているということをおし上げておきたいと思えます。

○小池晃君 やはり審議会任せじゃなくて、国の本場にイニシアチブ、責任が求められる分野だと私は思うんですね。これ、法案、衆議院で修正されましたが、全国最賃制の導入や、労働者や家族の生計費を原則とするという規定は盛り込まれていないわけですね。

先ほどお話あつたように、現行は都道府県ごとの決定で、最も高い東京都と、あるいは秋田、青森、岩手などによつては大きな開きがあります。元々低いのに、住む地域によつて更に月二万円以上も最低賃金額が違うという実態がある。

そこで、局長にお伺いしたいんですけども、世界ではどうなつてくるのか、日本のように地域別最低賃金制度のみを法律で決めている国は世界で何か国あるのか、お答えください。

○政府参考人(青木豊君) ILOが二〇〇五年に出版した著書、それとILOのデータベースによりまして、政府又は第三者構成機関によつて地域別最低賃金のみを設定している国は多くとも九か国であるというふうに思っております。

○小池晃君 九か国ということ、今日、資料の一枚目にお配りをいたしました。中国、インドネシア、日本、フィリピン、カナダ、メキシコ、パナマ、ベネズエラ、シリア、私どもの調べでも、ILOの資料ではこの範囲です。しかも、これらの国の最賃の数というのは、例えば中国は三十九、インドネシア三十、カナダ十二、メキシコ三、日本は四十七ですから、世界で最も地域別最賃の数が日本は多くなつてきているんですね。中国とい

うのは、御存じのように日本の二十五倍の面積がある。インドネシアは五倍ある、それからメキシコやカナダは連邦国家ですからいろいろ特殊事情がある。

私、この地域格差という点から見ても、地域別最賃の数というのはできるだけ少なく減らしていくべきものであつて、狭い日本で世界で一番多い地域別最賃のままにしておいてよいのか、この点について、局長、どうですか。

○政府参考人(青木豊君) 確かに、全国的最賃というような御議論はもちろん従来から相当強くあるということは承知しております。

しかし、最低賃金は労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであります。地域によつて物価水準等の差もありますし、生計費も異なるわけでありまして、その最低限度の水準についても地域によつて差があるものと考えております。したがつて、地域別最低賃金につきましては、こうした地域における差異を踏まえて、現在では都道府県単位で設定しているところでございます。

労働政策審議会労働条件分科会最低賃金部会において、地域別最低賃金の設定単位についても議論を行つていただきました。都道府県単位での設定を、現行設定をしているわけですが、これを変更するということについては様々な御意見ございまして、労使のコンセンサスは得られなかつたところでございます。更に議論を続けていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○小池晃君 二〇〇五年のILOの報告書では、この日本のケースを特異なケースだということにしてあります。地域別最賃など複数の最低賃金については、最低賃金制の決定が変質するというふうな指摘をしています。そもそもこの最低賃金の役割というのは、これはILOの報告書でも繰り返し格差と貧困をなくすことだということに強調しております。四十七もあるのは世界で日本だけなわけですね。しかも、今回地域別に決めなければなら

いと法定化されていく。いろいろ地域の実態というふうにも局長おっしゃいましたけれど、私は、国の責任でこれが最低ラインですというふうに決めて、さらに地域差については必要に応じて加算するということにしていけば、これは問題生じないのではないかとこのように考えております。

大臣、これは大きな政治論としてお伺いしたいんですけども、例えば中央最賃審議会が目安を決めまして、これ最初から地域別に四ラックに分けられているんですね。その結果、今年、先ほどちょっと言いましたが、十四円ということでも例年になく上がったけれども、しかし東京と青森の格差というのは逆に更に広がったという実態、これは事実としてございます。青森の東奥日報というローカル紙は、最賃九円引上げ、でも喜ばないという社説を掲げまして、景気が良くて人手不足から賃金を上げる流れにある大都市に、本県のような地方は更に差を付けられると、こう書いております。

これ以上格差と貧困を広げていいのかということについて、これはもちろん中小企業支援を抜本的に強化するということが私は必要だと思っております、それをやりつつ、やはり地域格差を縮小していくために、国の責任で全国どこでも最低二二まではというラインを設定する、これがやはり必要になってきているのではないかと、これが必要になってきているのではないかと、お伺いしたい。

○国務大臣（舛添要一君） 小池委員のおっしゃった方向も一つの手だと思えます。ただ、私は逆に、やっぱり各地域で物価の水準も違う、いろんな要因が違う、そうすると、きめの細かさ売り物というか、きめの細かさを主眼として個別に対応する方がその対応を受ける方は有り難いかなという面もまたもう一つあると思えます。そして、これからの日本の国づくりをどうするか、余りにも地域格差、貧富の格差、こういうことがあつてはいけないというふうには私に思いますが、しからば逆にすべてについて画一的であつていいのか。

だから、地方の自立、地方の独自性、そういうこともまた例えば道州制の議論の中なんかで起つてきていることでありますので、私は、これが最低でそこから上というふうに決めるか、それが全体の物差しをどうかに置いてその幅を決めるか、いろんなやり方があるかと思えますけれども、少なくともきめの細かい対応ができるという意味においては四十七都道府県で今のような形で行うというのは決して悪い手ではないというふうにも考えております。

○小池晃君 きめを細かく、千円超えれば何れも私もこう申し上げないんですが、やはり全国一律でないということが複雑にし、最低賃金引き上げのことをやっぱり障害になっているという面もあると思うんで、これはやはり世界の流れを見ていただいて、やはりきちっと全国一律というふうにすべきだということに申し上げたいと思っております。

修正部分について提出者に質問したいんですが、政府案になかった「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」という文言が加えられております。この修正によつて、少しでもこう引き上がるということを期待されているんだろうと思うんですが、提出者としてはこの修正によつてどのような変化、影響が最低賃金額の決定にもたらされると期待されているのか、お答えいただきたい。

○衆議院議員（細川律夫君） 小池委員にお答えいたします。衆議院の方での審議におきましては、政府はこの政府原案の九条第三項の趣旨についてこのように答弁いたしました。

生活保護との関係は、地方最低審議会における審議に当たつて考慮すべき三つの決定基準のうち生計費に係るものであるから、最低賃金の書きぶりとしては、生活保護との整合性を配慮すると規定しているところであります。これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨であると答弁をいたしております。

すなわち、政府が提出いたしました原案は、地域別最低賃金、三つの決定基準のうち労働者の生計費につきましては、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとしてまいりましたが、この趣旨というものが必ずしも明確でない、そういうことであつたところでございます。

そのため、この最低賃金の決定の際に生活費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性について、最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるような水準になるよう配慮することを明確にするよう修正を行うこととしたものでございます。これによりまして、最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるような生活保護の水準を下回らないと、こういう水準になるとこの配慮、このことがより強化されたんだというふうにも私どもは考えております。

そこで、生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば地域最低賃金は都道府県単位で決定されておりますし、生活保護は市町村の六段階の級地に区分していることなどがございまして、生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額が異なるということもございまして、生活保護では、必要に応じた各種加算や住宅補助、あるいはまた医療補助などがございまして、そういう論点をどのように考慮するのかということが問題となつていまして、でございます。

○委員長（岩本司君） 細川君、簡潔に願います。

○小池晃君 もう大体分かりました。

○衆議院議員（細川律夫君） はい、分かりました。

それで、最後に申し上げますが、最低賃金の考慮要素であります生計費と生活保護とは異なるものだという認識に立つて、双方共通の規範であります憲法二十五条の規定を加えることによりまして、最低賃金を生活保護水準以上

の修正の意図でございます。

○小池晃君 最後、大事なことを言っていたかと思つております。私も、世界の流れからも実態からも、最賃決定の要素は労働者と家族の生計費を基本とするというふうな原則にすべきだと思つて、全国一律制、支払能力を削除して生計費原則にするもの、この参議院では非修正をするべきだということを主張したいというふうな思つております。